

八幡浜市地域防災計画（案）

（原子力災害対策編）

平成 25 年 月

八幡浜市防災会議

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の主旨.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第2章 原子力災害対策重点区域.....	2
第1節 原子力災害対策重点区域	2
第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4章 広域的な活動体制.....	9
第1節 原子力災害時における広域応援体制	9
第2編 災害予防計画	10
第1章 発電所における予防措置等の責務.....	10
第1節 発電所における安全確保	10
第2節 発電所における防災体制の確立	10
第2章 災害応急体制の整備.....	11
第1節 防災体制の整備	11
第2節 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の活用	11
第3章 通信連絡体制の整備.....	12
第1節 通信連絡網の整備	12
第2節 通信連絡体制の確立	12
第3節 住民等に対する情報伝達体制の整備	12
第4章 環境放射線モニタリング体制の整備.....	14
第1節 環境放射線モニタリング体制の整備	14
第2節 緊急時予測システムの整備	14
第5章 災害警備計画への協力.....	15
第6章 緊急被ばく医療体制の整備.....	15
第1節 緊急被ばく医療体制	15
第2節 緊急被ばく医療資機材等の整備	15
第3節 安定ヨウ素剤の配備体制	15
第7章 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	16
第1節 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	16
第2節 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等	16
第8章 避難収容活動体制の整備.....	17
第1節 避難所、避難経路等の指定及び避難計画の作成	17
第2節 避難所、避難経路等の住民への周知	19
第3節 避難所等の設備及び資機材の配備	19
第4節 災害時要援護者等の援助計画	20

第5節	輸送手段の確保	21
第9章	緊急物資の確保	22
第1節	食料及び生活必需品等の確保	22
第2節	飲料水等の確保	22
第3節	医薬品、医療資機材等の確保	23
第10章	防災知識の普及	24
第1節	市職員に対する教育	24
第2節	教職員及び児童生徒に対する教育	24
第3節	住民等に対する防災知識の普及	24
第11章	原子力防災訓練の実施	26
第1節	原子力防災訓練の実施	26
第2節	原子力防災訓練の実施項目	26
第3節	原子力防災訓練の実施方法	26
第4節	原子力防災訓練実施後の評価等	27
第5節	国の実施する原子力総合防災訓練への参加等	27
第12章	原子力発電所上空の飛行規制	28
第1節	発電所上空の飛行規制	28
第13章	ヘリコプターの運航	29
第1節	ヘリコプター離着陸場の整備拡充	29
第14章	広域応援体制の整備	30
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	30
第15章	防災対策資料の整備	31
第1節	社会環境資料の整備	31
第2節	放射能影響推定に関する資料	31
第16章	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備	32
第17章	複合災害対応に係る体制整備	33
第1節	複合災害に係る応急体制の整備	33
第2節	情報の収集・連絡体制の整備	33
第3節	避難・退避実施体制の整備	33
第4節	原子力防災に関する知識の普及啓発	33
第5節	周辺住民への的確な情報伝達体制の整備	33
第6節	避難路等の整備	34
第3編	災害応急計画	35
第1章	応急措置の概要	35
第1節	市	35
第2節	県	35
第3節	関係機関	36
第4節	原子力事業者	37
第2章	市災害対策本部の設置	39
第1節	市災害対策本部の設置等の基準	39
第2節	市の配備体制	40
第3節	職員の動員計画	40

第4節	八幡浜市災害対策本部体制図	41
第5節	八幡浜市災害対策本部の業務	44
第3章	各機関の活動体制	49
第1節	Aレベル（異常事象発生）時の活動体制	49
第2節	Bレベル（特定事象発生）時の活動体制	49
第3節	Cレベル（緊急事態発生）時の活動体制	51
第4章	各機関の情報活動	53
第1節	Aレベル（異常事象発生）時の情報連絡	53
第2節	Bレベル（特定事象発生）時の情報連絡	53
第3節	Cレベル（緊急事態発生）時の情報連絡	53
第5章	通信連絡	54
第1節	原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡	54
第2節	原子力災害時における住民等への指示	54
第6章	広報・広聴活動	58
第1節	市の活動	58
第2節	住民が必要な情報を入手する方法	59
第3節	広聴活動	59
第7章	緊急時環境モニタリング等の実施	60
第1節	市の活動	60
第2節	緊急時環境モニタリング等の実施方法	60
第8章	住民避難等の実施	62
第1節	防護対策の決定	62
第2節	避難等の指示	63
第3節	避難等の方法	63
第4節	避難ルート確保	64
第5節	避難所の設置	64
第6節	避難所等の運営	64
第7節	災害時要援護者の避難誘導	65
第8節	防災上重要な施設の避難誘導	65
第9節	広域避難	66
第10節	避難の長期化への対応	66
第11節	動物の保護等に関する配慮	67
第12節	立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施	67
第9章	飲料水・飲食物の摂取制限等	68
第1節	飲料水・飲食物の摂取制限措置等の決定	68
第2節	飲料水の摂取制限	68
第3節	飲食物の摂取制限	68
第4節	農林水産物の採取及び出荷制限	68
第10章	緊急被ばく医療の実施	70
第1節	緊急被ばく医療本部の連絡系統	70
第2節	緊急被ばく医療の実施内容	71
第3節	メンタルヘルス対策の実施	71
第4節	安定ヨウ素剤の予防服用	71
第11章	防災業務従事者の防護対策	73

第1節	防災業務従事者に対する防護資機材の配布	73
第2節	市のとるべき措置	73
第3節	防災業務従事者の被ばく管理	73
第12章	緊急輸送	74
第1節	市の活動	74
第13章	消火活動	74
第14章	救助・救急活動	74
第15章	ボランティアの受入れ	74
第16章	応援協力活動	75
第1節	市の活動	75
第2節	原子力災害被災者生活支援チームとの連携	75
第17章	ヘリコプターの活動支援	76
第1節	ヘリコプター離着陸場の確保	76
第2節	ヘリコプターの活動支援	76
第18章	核燃料物資等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	77
第19章	複合災害時における応急対策	78
第1節	情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保	78
第2節	住民への情報伝達活動	78
第3節	屋内退避、避難等	78
第4節	救助・救急活動及び消火活動	79

第4編 災害復旧計画 80

第1章	緊急事態解除宣言後の対応	80
第2章	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	80
第3章	汚染の除去等	80
第4章	環境モニタリングの実施と結果の公表	80
第5章	各種指示、制限措置の解除	81
第1節	各種指示の解除	81
第2節	各種制限措置の解除	81
第6章	災害地域住民に係る記録等の作成	82
第1節	被災地住民登録票の作成	82
第2節	損害調査の実施	82
第3節	健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備	82
第4節	災害状況の記録	82
第7章	風評被害等の影響の軽減	84
第8章	被災者等の生活再建の支援	84
第1節	被災者等の生活再建	84
第2節	被災中小企業等に対する支援	84
第9章	物価の監視	84

第 10 章	原子力事業者の災害復旧対策.....	85
第 11 章	市災害対策本部の解散.....	85

第1編 総論

第1章 計画の主旨

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることに係る原子力災害対策について定めるほか、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、市の関係各機関において防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

また、この計画に採用している原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」における各種指標について、同委員会の見直しが実施された場合は、見直し後の指標を採用する。

なお、この計画は「八幡浜市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「八幡浜市地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編）」によるものとし、武力攻撃に起因する「武力攻撃原子力災害」の対応は、「八幡浜市国民保護計画」で定める。

第3節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の4編とする。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、原子力災害対策重点区域、防災関係機関の業務等、計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 災害予防計画

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策等の予防計画を示す。

(3) 第3編 災害応急計画

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 災害復旧計画

災害発生後の復旧対策を示す。

第2章 原子力災害対策重点区域

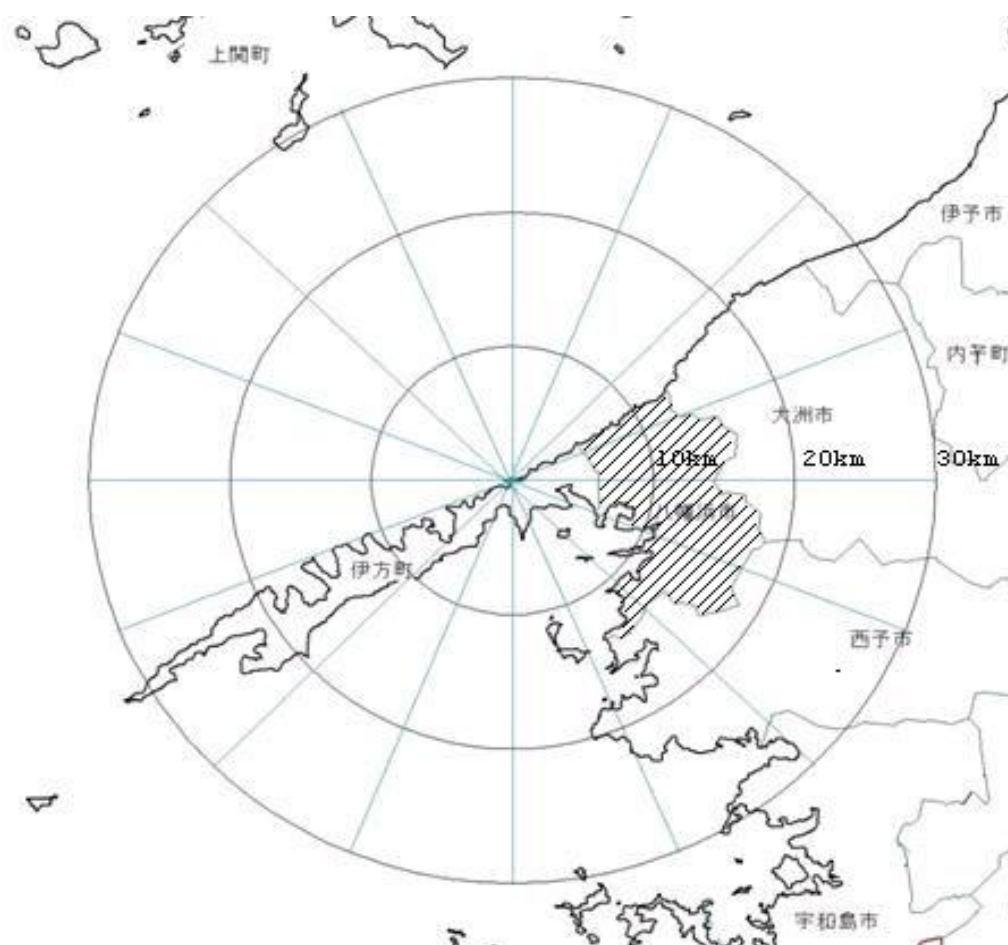
第1節 原子力災害対策重点区域

県が定めている原子力災害対策重点区域は次のとおりである。

原子力災害対策重点区域

区 分	範 囲	対象市町
予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone(以下「PAZ」という。)) 重大な原子力事故が発生した際に、予防的な措置として、住民がただちに避難を開始すべき地域	原子力施設を中心としておおむね半径5キロメートルの地域	伊 方 町
緊急時防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action planning Zone (以下「UPZ」という。)) 原子力防災対策や避難・退避を迅速にできるように準備しておく地域	原子力施設を中心としておおむね半径30キロメートルの地域から、PAZを除いた地域	伊 方 町 八 幡 浜 市 大 洲 市 西 予 市 宇 和 島 市 伊 予 市 内 子 町

周辺地域の地図



第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、八幡浜市地域防災計画「風水害等対策編」第1部第2章に定める事務又は大綱に基づき、主な事項を次のとおりとする。

1 八幡浜市

- 1 市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- 2 原子力防災に関する組織の整備
- 3 原子力防災に関する知識の普及と啓蒙
- 4 原子力防災訓練の実施
- 5 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- 6 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 7 避難行動計画の作成
- 8 災害時応援協定の締結
- 9 緊急時環境モニタリングの協力
- 10 避難等の指示及び避難所の開設
- 11 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- 12 飲料水・飲食物の摂取制限
- 13 汚染の除去
- 14 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 15 緊急輸送の確保
- 16 災害復旧の実施
- 17 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- 18 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

2 愛媛県

- 1 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- 2 原子力防災に関する組織の整備
- 3 原子力防災知識の普及と啓蒙
- 4 原子力防災訓練の実施
- 5 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- 6 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 7 県広域避難計画の作成
- 8 災害時応援協定の締結
- 9 緊急時環境モニタリング
- 10 住民の避難等及び立入制限
- 11 被災者の救出・救護等の措置
- 12 緊急被ばく医療措置
- 13 飲料水・飲食物の摂取制限
- 14 汚染の除去

- 15 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 16 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 17 緊急輸送の確保
- 18 災害復旧の実施
- 19 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力災害応急対策の連絡調整
- 20 国の災害対策本部等との災害応急対策の連絡調整
- 21 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- 22 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

3 八幡浜地区施設事務組合消防本部

- 1 救急、消防防災活動に関する事
- 2 住民の避難、誘導等に関する事

4 八幡浜警察署

- 1 交通規制の実施、指導調整に関する事
- 2 防災関係機関等との連携、協力及び連絡調整に関する事
- 3 防災関係機関等からの情報の収集、伝達の指導調整に関する事
- 4 民生の安定に関する事
- 5 警察通信の確保及び統制に関する事

5 指定地方行政機関

■第六管区海上保安本部（松山海上保安部・宇和島海上保安部）

- 1 海上モニタリングの支援に関する事
- 2 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関する事
- 3 海上における救助・救急活動及び要請等に基づく活動の支援に関する事
- 4 緊急輸送に関する事

■中国四国農政局松山地域センター

- 1 原子力災害時の食料の供給に関する事
- 2 原子力災害時の食料の緊急引渡措置に関する事

■大阪管区気象台（松山地方気象台）

気象情報の伝達に関する事

■四国地方整備局（大洲河川国道事務所）

原子力災害時における道路交通等の確保に関する事

■四国運輸局（愛媛運輸支局）

- 1 陸上輸送に関する事

- ア 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
- イ 陸上における緊急輸送の確保
- ウ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

2 海上輸送に関すること

- ア 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
- イ 海上における緊急輸送の確保
- ウ 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

6 自衛隊

■陸上自衛隊（第14旅団等）

- 1 避難の援助等に関すること
- 2 原子力災害時における空中輸送支援に関すること
- 3 緊急時上空モニタリングの支援に関すること
- 4 通信支援、人員及び物資の陸上輸送支援に関すること
- 5 炊飯、給水及び宿泊支援に関すること
- 6 その他災害応急対策の支援に関すること

■海上自衛隊（呉地方総監部）

- 1 避難の援助等に関すること
- 2 原子力災害時における海上輸送支援に関すること
- 3 緊急時海上モニタリング支援に関すること
- 4 その他災害応急対策の支援に関すること

7 指定公共機関

■西日本電信電話株式会社愛媛支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国支社

- 1 原子力災害時における公衆通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関すること
- 2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関すること
- 3 非常緊急通話に関すること

■日本赤十字社（愛媛県支部）

- 1 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること
- 2 被災者に対する救援物資の配付に関すること

■日本放送協会（松山放送局）

- 1 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
- 3 社会福祉事業団体義捐金品の募集、分配に関すること

■日本通運株式会社（松山支店）

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

■日本郵便株式会社四国支社

原子力災害時における郵政業務の運営の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること

■KDDI株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置に関すること

■四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）

- ア 原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- イ 原子力災害時における旅客の安全確保に関すること

8 指定地方公共機関

■伊予鉄南予バス株式会社

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

■南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

- 1 住民に対する防災知識の普及に関すること
- 2 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
- 3 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 4 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

■西宇和農業協同組合

- 1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること
- 2 農作物の被害応急対策の指導に関すること
- 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- 4 飲食物の摂取制限等の実施に関すること

■八西森林組合

- 1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること
- 2 林作物の被害応急対策の指導に関すること
- 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- 4 飲食物の摂取制限等の実施に関すること

■八幡浜漁業協同組合

- 1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること

- 2 水産物の被害応急対策の指導に関する事
- 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事
- 4 飲食物の摂取制限等の実施に関する事
- 5 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事

■八幡浜商工会議所、保内町商工会

- 1 被災商工業者の援護に関する事
- 2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事

■八幡浜市社会福祉協議会

被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事

■社団法人八幡浜医師会

医療助産等救護活動の実施協力に関する事

■財団法人八西地域総合情報センター

- 1 住民に対する防災知識の普及に関する事
- 2 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関する事
- 3 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 4 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関する事
- 5 光ケーブルの回線確保に関する事

■社会福祉施設等管理者

施設入所者の安全確保に関する事

■南予水道企業団

原子力災害時における飲料水の確保及び優先使用に関する事

■ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置に関する事

10 原子力事業者

■四国電力株式会社

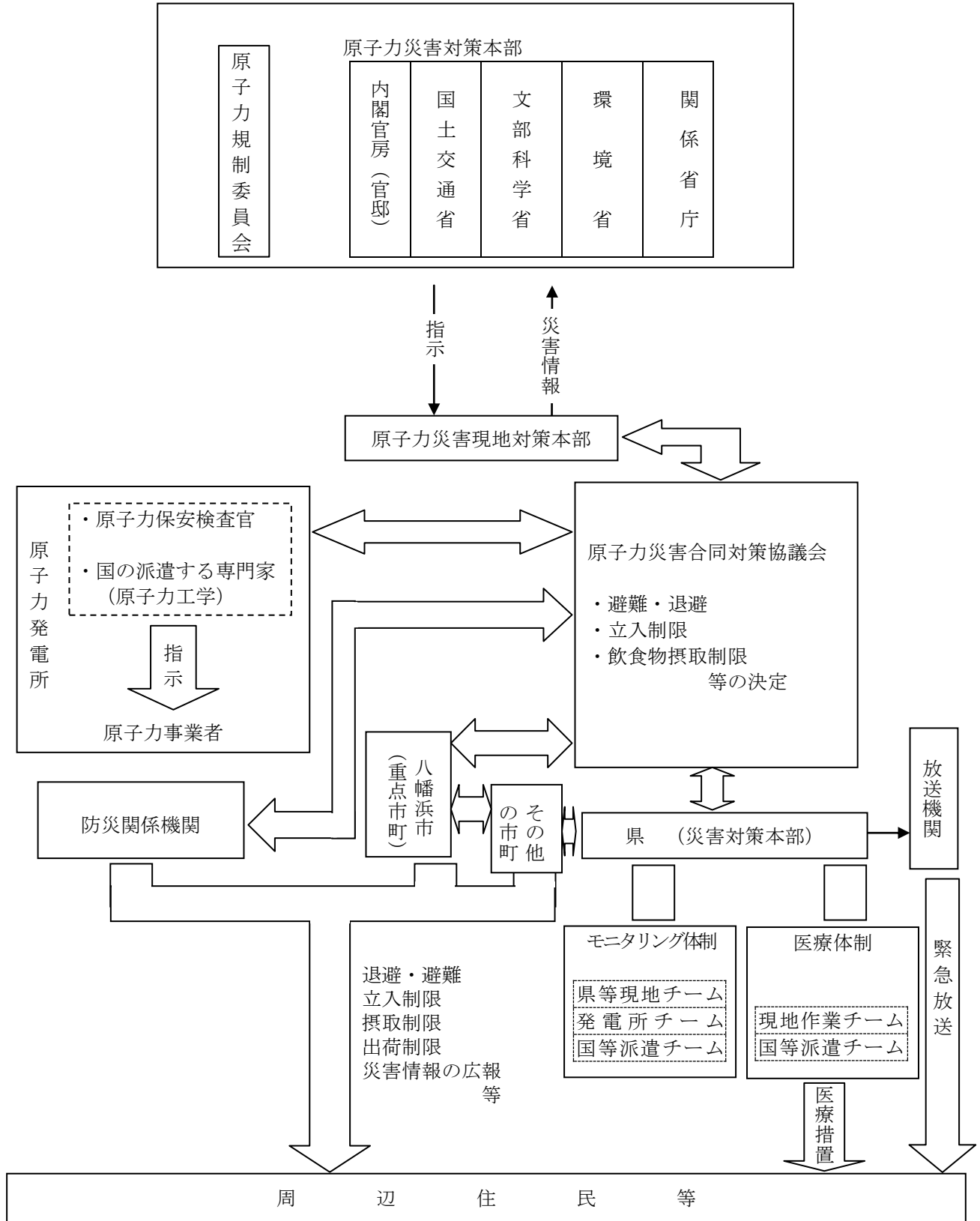
- 1 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事
- 2 原子力発電所の防災管理に関する事
- 3 従業員等に対する教育及び訓練に関する事
- 4 電力供給の確保に関する事
- 5 発電施設の応急対策及び復旧に関する事
- 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事
- 7 緊急時環境モニタリングの実施又は協力に関する事
- 8 緊急被ばく医療措置実施のための協力に関する事
- 9 汚染拡大防止措置に関する事

- 10 県、重点市町及び防災関係機関等の行う原子力防災対策に対する全面的な協力に関すること
- 11 自衛防災組織の設置及び運用に関すること

第4章 広域的な活動体制

第1節 原子力災害時における広域応援体制

国等から派遣される専門家を含め、関係機関等相互の広域にわたる応援協力体制は次によるものとする。



第2編 災害予防計画

第1章 発電所における予防措置等の責務

原子力発電所における予防措置等の責務を明確にし、安全を確保する。

第1節 発電所における安全確保

原子力事業者は、原子炉等規制法等関係法令並びに、県及び伊方町との間で締結している安全協定、県及び八幡浜市との間で交わしている覚書を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

第2節 発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、万が一の原子力災害の発生に備え、あらかじめ、防災組織を定め、必要な要員を確保する。

また、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、原子力発電所に入出入りする業者等を含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に実施する。また、市、県及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図り、原子力防災体制に万全を期することとする。

第2章 災害応急体制の整備

国、県、市、原子力事業者等は、平常時から災害時に備えた防災体制の整備を図るとともに、緊急時における迅速かつ円滑な応急体制が図られるよう、各機関との密な連携体制を確保するものとする。

第1節 防災体制の整備

- (1) 市は、原子力災害予防対策、応急対策、復旧対策を含めた市地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、職員に周知するものとし、定期的に訓練を行い、災害応急対策に係る活動体制、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟並びに関係機関との連携等について徹底を図る。
- (2) 市は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故等の連絡体制及び防災対策等の緊急時対応について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図る。
- (3) 市は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第2節 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の活用

- (1) 市は、県及び国と連携して、原子力災害合同対策協議会を組織し、国、県、重点市町及び原子力事業者等の関係者が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施する。このための緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等にも活用する。
- (2) 市、県、国及び原子力事業者等は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故においても継続的に活動することのできるよう、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理する。
また、オフサイトセンター派遣職員の子備的な交代要員を確保しておく。

第3章 通信連絡体制の整備

市は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害情報及び応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速、確実を図るため、通信連絡体制を整備する。

第1節 通信連絡網の整備

原子力災害時において、市内部及び外部機関との連携並びに住民等に対する迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を円滑に行うため、市において平常時から次の通信連絡設備等を維持・整備する。また、機器等の耐震化や非常用電源設備（補充用燃料や予備電源を含む）及び通信回線の多重化を含めた必要な通信手段の整備を行うとともに、整備機器の保守点検及び操作の徹底理解に努める。

- (1) 市防災行政無線（移動系・同報系）
- (2) 携帯電話会社が提供する緊急速報メール、市防災メール
- (3) その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

第2節 通信連絡体制の確立

- (1) 市及び各機関は、原子力災害時における庁内、各機関内部並びに各機関相互間の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作演習と通信連絡設備等の適正な管理を行う。

また、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討し、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるとともに、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の配備について確認し、その取扱い及び運用方法等の習熟に努める。その他、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施するよう努める。

なお、漁業無線を使用した船舶等への指示について、愛媛県無線通信協議会との連携に努める。

- (2) 市は、災害対策本部に意見聴取、連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第3節 住民等に対する情報伝達体制の整備

- (1) 市は、県、国、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市は、県及び国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。
- (3) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病患者、外国人、妊産婦、幼児、その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難等に援護を要する者（以下「災害時要援護者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達される

よう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

- (4) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道関係の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用について、体制の整備を図る。

第4章 環境放射線モニタリング体制の整備

市、県、国及び原子力事業者は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

第1節 環境放射線モニタリング体制の整備

- (1) 平常時モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の試料）については、国の技術的支援の下、県、原子力事業者が、実施する。
- (2) 原子力災害時における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、市、県、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、原子力事業者等が実施する。
- (3) 市、県、関係機関及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努める。

第2節 緊急時予測システムの整備

国（原子力規制委員会）、県等は連携して緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）を整備、維持するものとし、平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うこととしている。

市は、SPEEDIの機能や重要性、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、県等が実施する訓練及び研修に積極的に参加させる等、SPEEDIの運用の習熟に努める。

第5章 災害警備計画への協力

市は、県警察が、原子力災害の発生に際し、原子力事業者との連絡や災害警備本部等の設置、指揮命令、情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助及び交通規制等の措置を的確に実施するため、警察本部及び八幡浜警察署それぞれにおいて策定された原子力災害警備計画へ全面的に協力する。

第6章 緊急被ばく医療体制の整備

市は、県、国及び地域の医療機関等と連携し、原子力災害時における緊急被ばく医療を迅速かつ的確に実施するため、災害の広域化や長期化を想定した緊急被ばく医療体制を整備する。

第1節 緊急被ばく医療体制

市は、緊急被ばく医療に対応できるよう県、消防機関、医療機関及び原子力事業者等との連携を強化する。

第2節 緊急被ばく医療資機材等の整備

市及び県、日本赤十字社、緊急被ばく医療機関及び原子力事業者は、国の情報提供等による協力のもと、それぞれの役割に応じ、緊急被ばく医療活動を実施するため、放射線測定機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等必要な資機材の整備・維持管理に努める。

第3節 安定ヨウ素剤の配備体制

原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、周辺住民用に県が備蓄する安定ヨウ素剤の配布手順をあらかじめ関係機関と協議し、迅速かつ確実に配布できる体制づくりを構築する。

(安定ヨウ素剤の備蓄場所及び数量)

・南予地方局八幡浜支局	60,000 丸
・県原子力センター	21,000 丸
・保内保健福祉センター	8,000 丸
・川之石小学校	1,000 丸
・宮内小学校	1,000 丸
・喜須来小学校	1,000 丸
・保内中学校	1,000 丸
・青石中学校	1,000 丸
・川之石高等学校	1,000 丸
合 計	95,000 丸

第7章 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

市は、緊急時や災害の長期化などに備え、災害対策活動を円滑に実施するため、原子力防災対策上必要とされる資機材等の整備・維持管理を行う。

また、市及び関係機関等は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から相互に密接な情報交換を行い、必要な防災資機材の整備等に努める。

第1節 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

市は、県や関係機関と協議し、原子力災害時における災害応急対策に必要な資機材を整備するとともに、その維持管理を行う。

資機材について、資機材名、備蓄、配備状況（数量、配備場所、管理担当）を資料編に明示する。

第2節 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等

原子力災害時における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、市は、定期的に資機材等の操作訓練を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努める。

また、防災関係機関が開催する放射線防護資機材等の操作講習会に積極的に職員を参加させ、技術修得に努める。

第8章 避難収容活動体制の整備

市は、原子力災害時において、安全かつ迅速な避難ができるよう避難方法等を定めた計画書を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

第1節 避難所、避難経路等の指定及び避難計画の作成

市及び学校、医療施設並びに福祉施設等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成する。また、自主防災組織等の育成を通じて避難体制を確立する。

避難所、避難経路の指定並びに避難計画の作成に当たっては、以下の内容に配慮する。

1 避難所等の指定

(1) 住民の安全を確保するため、次の基準により避難所を選定・確保し、市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める。

ア 鉄筋コンクリート造で耐震構造を有する等、比較的安全な公共建物であること

イ 給水及び給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できること

ウ 避難住民を集団的に収容できること

エ 避難者の必要面積は、おおむね2平方メートル当たり1名とすること

オ 原子力災害時の風向き等、気象条件に応じた避難所の確保を図ること

(2) 県は、市と連携し、避難所及びスクリーニング（居住者、車両、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ）等の場所を選定・確保し、広域避難計画に定める。なお、避難所やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言する。

(3) 市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

2 避難経路の指定

(1) 原子力災害時の風向き等の気象条件に応じて、あらかじめ避難経路を選定・整備し、確保する。

ア 避難経路は、バス等の大型車両が通行可能な幅員を有するものとする

イ 避難経路は、相互に交差しないものとする

ウ 避難経路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する

エ 避難経路については、できるだけ複数の経路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う

(2) 県は、県警察及び関係機関と連携し、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、あらかじめ広域避難計画に基づき広域避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

3 避難計画

(1) 市の避難計画

市は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に

的確に配備するための事前の準備体制を整備する。なお、計画作成時においては、下記の留意事項に配慮する。

ア 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

イ 避難所への経路及び誘導方法

ウ 避難に際しての注意事項

エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用生活必需品の支給

オ 避難所の管理に関する事項

(ア) 避難所における住民登録の実施

(イ) 避難収容中の秩序保持

(ウ) 避難住民に対する災害情報の伝達、提供

(エ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(オ) 避難住民に対する相談業務

カ 原子力災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による広報

(ウ) 住民組織を通じた広報

(エ) 住民からの問合せに対する対応

(2) 防災上重要な施設の管理者の注意事項

学校、保育所、福祉施設、興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、多数の避難者の集中や混乱にも配慮し、次の事項に注意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に訓練等を実施する。

ア 学校においては、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡方法及び地域住民の避難地となる場合の受入方法等を定めること

イ 児童生徒、園児、入所者等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び福祉施設等においては、避難所の確保並びに、保健、衛生及び給食等の実施方法について定めること

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合は、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定めること

(3) 県の広域避難計画

ア 県は、市と連携し、市の区域を超えて避難する場合における避難先の調整や輸送手段の確保について、広域避難計画を作成する。

イ 広域避難計画の作成にあたり、避難先からの新たな避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、関係機関と調整のうえ、避難先の地域コミュニティの維持に着目し、同一地区を同一地域にまとめて指定するよう努めるものとし、あわせて、関係機関と協力して、避難の長期化に対応した物資の確保、治安、環境衛生の維持を図る。

ウ 県は、県警察及び関係機関と協力し、市に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援する。

エ 県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

オ 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

カ 市は、庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受入可能市町と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、協力を行う。

第2節 避難所、避難経路等の住民への周知

市は、避難所及び避難経路を市のホームページに掲載するほか、避難所及びその周辺道路に案内標識や誘導標識等を配置するとともに、避難計画に基づいた訓練を行う等、原子力災害時において住民が速やかな避難に向けた情報の周知を図る。

第3節 避難所等の設備及び資機材の配備

避難及び避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要な時には、速やかな配備、輸送を実施するために、平素からその準備を行う。

- (1) 通信機材（衛星携帯電話等）
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む）
- (4) 食料、飲料水、常備薬
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護所及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント

- (10) 仮設便所（洋式トイレ）
- (11) マット、簡易ベッド、毛布
- (12) 防疫用資機材
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) テレビ、ラジオ、空調設備
- (16) 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等
- (17) その他必要と思われる資機材

また、災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

第4節 災害時要援護者等の援助計画

市及び社会福祉施設等の管理者は、災害時要援護者及び観光や仕事での一時滞在者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から情報を共有し、情報伝達及び避難、誘導等の防災体制の整備、避難訓練の実施に努める。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

(1) 市の活動

ア 災害時要援護者の実態把握

市は、災害時要援護者について、あらかじめ見守り推進委員、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や町内会の範囲ごとに、その実態の把握に努め、名簿を整備する。

イ 緊急連絡体制の整備

自主防災組織等地域ぐるみの協力のもとに誘導支援者を配置する等、緊急連絡体制を確立する。

ウ 避難体制の確立

誘導支援者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に定め、避難所や避難経路の指定に当たっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮したものとする。

エ 防災教育・訓練の充実

災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や原子力防災訓練への参加等の充実強化を図る。

オ 一時滞在者への配慮

一時滞在者の安全確保にも十分配慮するものとする。

(2) 社会福祉施設等の管理者の活動

ア 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、原子力災害の発生に備え、あらかじめ自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等を確立する。また、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図る等、災害時の協力体制づくりを推進する。

イ 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化を図る。

ウ 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、市と協力し、原子力災害時における施設入所者の適切な行動を促すための防災教育を行うとともに、入所者の実態に応じた避難訓練等を定期的に実施するよう努める。

エ 物資等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、原子力災害時に施設等利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

オ 避難計画の作成

社会福祉施設等の管理者は、市、県、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

(3) 病院等医療機関の管理者の活動

ア 組織体制の整備

病院等医療機関の管理者は、市、県、その他の市町と連携を図りながら、原子力災害時の協力体制作りを努める。

イ 避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、市、県、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、避難計画を作成する。

第5節 輸送手段の確保

市は、住民が迅速かつ安全に避難するために、市有車両、運転手等の状況を把握するほか、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備し、輸送手段を確保する。

第9章 緊急物資の確保

市及び防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の住民の生活や安全の確保のため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資を確保する。

第1節 食料及び生活必需品等の確保

市は、原子力災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品の確保について平常時から次の措置を行うほか、住民においても、自主的に食料等の備蓄に努める。

1 市の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や一時滞在者等に対する食料の最低限の備蓄を行う。
- (2) 市における緊急物資流通在庫調査を実施する。
- (3) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部の備蓄を行う。
- (4) 市における緊急物資調達及び分配計画を策定する。
- (5) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等を検討する。
- (6) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。
- (7) 給食計画を策定する。

2 住民の活動

- (1) 屋内退避に備え、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。
- (3) 自主防災組織等を通じて住民が相互に助け合う活動を推進する。
- (4) 緊急物資の共同備蓄を推進する。

第2節 飲料水等の確保

原子力災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、飲料水の確保について平常時から次の措置を行う。

1 市の活動

- (1) 飲料水を備蓄するを行うほか、復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水に関する啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制づくりに努める。

2 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 住民（家庭）における貯水
 - ア 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
 - イ 貯水する水は、水道水等の衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

イ 原子力災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

第3節 医薬品、医療資機材等の確保

原子力災害が発生した場合の避難住民の生活を確保するため、市は、避難生活に必要な常備薬等を備蓄する。

第10章 防災知識の普及

市は、国、県と協力して、防災対策の円滑な実施を確保するため、災害予防又は災害応急措置等原子力防災に関する知識の普及、啓発を図る。

第1節 市職員に対する教育

災害発生時において市職員としての的確かつ円滑な防災対策を推進するため、国や県等の関係機関が実施する原子力防災対策に関する研修会等に職員を派遣するほか、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修の開催等により防災教育を実施するとともに、職員が的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するための次のような教育を行い、資質の向上に努める。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性
- (2) 原子力発電所施設の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）と市の原子力防災対策に関する知識
- (5) 原子力災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、職員行動マニュアルの作成）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) その他必要な事項

なお、上記（5）及び（6）については、毎年度、所属職員に対し、十分な周知を図る。

第2節 教職員及び児童生徒に対する教育

学校安全計画に原子力防災に関する防災対策に必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒等が災害時に適切な行動ができるよう、市教育委員会が安全教育等の指導に努める。

第3節 住民等に対する防災知識の普及

原子力災害発生時に住民が適切な行動ができるよう、原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

- (1) 啓発の内容
 - ア 原子力災害に関する一般的知識
 - イ 原子力災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
 - ウ 防災関係機関等の防災対策に関する知識
 - エ 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
 - オ 非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
 - カ 災害復旧時の生活確保に関する知識
 - キ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

- ク 避難生活に関する知識
- ケ 災害時要援護者への配慮に関する知識
- コ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点の配慮に関する知識
- サ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報紙、インターネット、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、ビデオテープの利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 自主防災組織を通じての研修会の開催
- カ 原子力防災訓練の実施

(3) 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第 11 章 原子力防災訓練の実施

放射性物質等の大量放出によって、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等、原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫する。

また、市は、県及び原子力事業者等と連携し、国が策定する訓練計画に基づき実施する国の原子力防災訓練に共同して参加する。

第 1 節 原子力防災訓練の実施

市は、市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める災害応急対策を迅速かつ適切に実施できる体制づくりと、住民に対する防災意識の啓発を図るため、国、県及び関係機関との連携のもと、原子力防災訓練を実施する。

原子力防災訓練の実施に当たり、原子力事業者は、これに全面的に協力する。

第 2 節 原子力防災訓練の実施項目

原子力防災訓練の実施項目は、次の項目の中から訓練想定に適合するものを実施する。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 緊急時環境モニタリング訓練
- (3) 緊急被ばく医療活動訓練
- (4) 自衛隊災害派遣要請訓練
- (5) オフサイトセンター運営訓練
- (6) 原子力災害広報訓練
- (7) 原子力災害対策本部設置訓練
- (8) 自主防災組織活動訓練
- (9) 住民避難誘導訓練
- (10) 人命救助活動訓練
- (11) その他災害応急対策に必要な訓練

第 3 節 原子力防災訓練の実施方法

市は、原子力防災訓練に住民参加を呼びかけるだけでなく、災害時要援護者にも広く参加を促す等、住民の原子力防災に係る意識向上に努める。

第4節 原子力防災訓練実施後の評価等

市は、原子力防災訓練を実施した後、事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善に活用する。

第5節 国の実施する原子力総合防災訓練への参加等

国は、毎年度、防災訓練の対象となる原子力事業所を定め、実施する時期、共同して訓練を行う主体、特定事象発生の通報、原子力緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めた総合的な防災訓練の実施についての計画を策定することとされている。

市は、防災訓練の対象となる原子力事業所が伊方発電所と定められた場合には、国が行う総合的な防災訓練の実施についての計画策定に共同して参画するとともに、この計画に基づいて実施される国の原子力総合防災訓練に参加するものとする。

第 12 章 原子力発電所上空の飛行規制

第 1 節 発電所上空の飛行規制

発電所上空の飛行規制については、次の通達によるものとする。

「原子力関係施設上空の飛行規制について」(抄)

〔昭和 44 年 7 月 5 日付空航第 263 号
運輸省航空局長から地方航空局長あて通達〕

- (1) 施設付近の上空の飛行は、できる限り避けさせること
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第 81 条ただし書きの許可は行わないこと

【参考】航空法(昭和 27 年法律第 231 号)

(飛行の禁止区域)

第 80 条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第 81 条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第13章 ヘリコプターの運航

第1節 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市は、原子力災害が発生した場合の災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、県、県警察、陸上自衛隊、海上保安部等のヘリコプター運航に係る地上支援に必要な体制の整備を図る。また、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努め、原子力災害時においては、臨時離着陸場として使用できるようあらかじめ関係機関と協議を行う。

なお、ヘリコプターを要請する状況は、おおむね次の活動を想定する。

(1) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練への参加
- ウ 市民への災害予防の広報

(2) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の把握
- イ 被災地への救援物資、消防用資機材の輸送及び要員の搬送
- ウ 原子力災害時における空中モニタリング
- エ 市民への災害情報の伝達

(3) 救急救助活動

- ア 被災した負傷者の救急搬送
- イ 被災地への医療班、医療資機材の搬送
- ウ 道路、港湾施設等の損壊により孤立した被災者の救助
- エ 中高層建築物にとり残された被災者の救助

第 14 章 広域応援体制の整備

市、県及び関係機関は、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動を実施するため、あらかじめ相互応援協定を締結する等して広域的な応援体制を確立する。

第 1 節 全県的な消防相互応援体制の整備

県内の全市町長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定」を締結している。協定の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

第 15 章 防災対策資料の整備

市、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において退避や避難を実施するに当たり、的確な対策の策定に資するための周辺地域の環境条件、人口分布等、防災対策上必要な次の資料を整備する。

第 1 節 社会環境資料の整備

- (1) 周辺地域の地図
- (2) 周辺地域の人口、世帯数等（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。）
- (3) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、社会福祉施設等）（原子力事業所との距離、方位に関する資料含む。）
- (4) 周辺地域の一般道路、高速道路、林道、農道（道路幅員、路面状況、交通状況含む。）
- (5) ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地
- (6) 避難場所及び屋内退避に適するコンクリート建物等（位置、収容能力、移動手段等の情報含む。）
- (7) 医療機関の状況
- (8) 港湾及び漁港の状況（ふ頭の水深等含む。）
- (9) ライフラインの状況

第 2 節 放射能影響推定に関する資料

- (1) 周辺地域の気象状況（過去 10 年間の風向、風速、大気安定度）
- (2) 周辺地域の海象状況
- (3) 平常時環境モニタリングデータの状況（過去 10 年間の統計値）
- (4) 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- (5) 農林水産物の生産及び出荷状況

第 16 章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県、市及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に行うものとする。

市は、国及び県と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて市災害対策本部を設置するとともに、国の主体的な指導のもとに、他市町、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示等、必要な措置を講じる。

核燃料物質等の事業所外運搬中の事故における通報基準

通報基準	通報すべき事象
原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき</p> <p>(1) 事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量率が検出されたとき。</p> <p>(2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み (1) の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。</p> <p>(3) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。</p>
原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき</p> <p>(1) 事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量率が検出されたとき。</p> <p>(2) 放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み (1) の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。</p> <p>(3) 「原災法施行規則」第 21 条第 2 項に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。</p>

第17章 複合災害対応に係る体制整備

原子力災害と自然災害等複数の事象に対応する必要がある場合(以下「複合災害時」という。)に備えて、必要な体制の整備を行う。

第1節 複合災害に係る応急体制の整備

- (1) 市は、連続して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員、資機材を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、応急体制の整備に努める。
- (2) 市は、自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域応援体制の整備に努める。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段の整備に努める。

第3節 避難・退避実施体制の整備

- (1) 避難誘導計画の整備
市は、避難誘導計画の作成にあたり、自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成する。また、必要に応じて、県に作成の支援を求める。
- (2) 避難所等の確保及び設置運営
ア 市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の確保及び設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制の整備を図る。
イ 市は、広域的な避難に備え、県やその他の市町等に対し、避難の受入れ体制や避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制の整備を図る。

第4節 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時における住民の災害予防又は災害応急対応措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第5節 周辺住民への的確な情報伝達体制の整備

市は、県と協力し、複合災害時においても、周辺住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備の整備に努める。

第6節 避難路等の整備

- (1) 道路管理者は、複合災害においても、防災要員の派遣、救助活動の円滑な実施及び原子力資機材等の物資輸送を行う緊急輸送路を確保するとともに、広域避難計画に基づく円滑な避難が行えるよう、避難路となる道路の整備や補強対策を実施する。

なお、震災点検等で対策が必要とされた橋梁、法面等について、緊急性の高い路線及箇所から順次、補強対策を実施する。

- (2) 港湾管理者は、防災拠点となる港湾について、補強対策等を実施する。

漁港管理者は、漁港について防災上必要な補強対策等を実施する。

第3編 災害応急計画

災害の拡大を防止し、又は軽減するため、市、県、国、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害又は複合災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

第1章 応急措置の概要

応急措置を分担実施すべき防災関係機関(市を所管する指定地方行政機関、地方公共機関等)と分担内容は次のとおりとする。

第1節 市

- (1) 住民広報の実施
- (2) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (3) 緊急時環境モニタリングへの協力
- (4) 避難の勧告、指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令
- (6) 防護対策区域及び警戒区域の決定と避難措置
- (7) 避難住民の輸送
- (8) 避難所の設置・運営
- (9) 自衛隊の派遣
緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (10) 救援物資の配布
- (11) 被災者収容施設の供与
- (12) 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- (13) 安定ヨウ素剤の配布
- (14) 被ばく者に対する除染
- (15) 被災地周辺の交通の確保及び規制
- (16) 相談窓口の設置
- (17) その他必要な応急対策の実施

第2節 県

- (1) 原子力事業者からの事故発生等の報告受理

- (2) 被害状況の把握及び情報の収集
- (3) 緊急時環境モニタリングの実施
- (4) 防災上必要な措置に関する国との協議
- (5) 重点市町、その他の市町、関係機関への放射能影響予測結果、被害状況等の通報
- (6) 重点市町、その他の市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (7) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (8) 放送機関への緊急放送要請
- (9) 住民広報の実施
- (10) 防護対策区域及び警戒区域の設定
- (11) 重点市町に対する屋内退避、避難等の指示
- (12) 避難者の避難先調整及びその他の市町への避難者受入れの要請
- (13) 被災者の救出・救護等の措置
- (14) 自衛隊の災害派遣要請
- (15) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (16) 防災業務従事者に対する原子力防災資機材の準備
- (17) 緊急援護備蓄物資の供給
- (18) 救援物資の調達、輸送
- (19) 緊急被ばく医療措置の実施
- (20) 安定ヨウ素剤の配布指示
- (21) 被ばく者に対する除染
- (22) 飲料水・飲食物の摂取制限等の指示
- (23) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (24) 被災地の応急復旧
- (25) 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策の実施
- (26) その他必要な応急対策の実施

第3節 関係機関

市を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の実施すべき応急措置の概要は、次のとおりである。

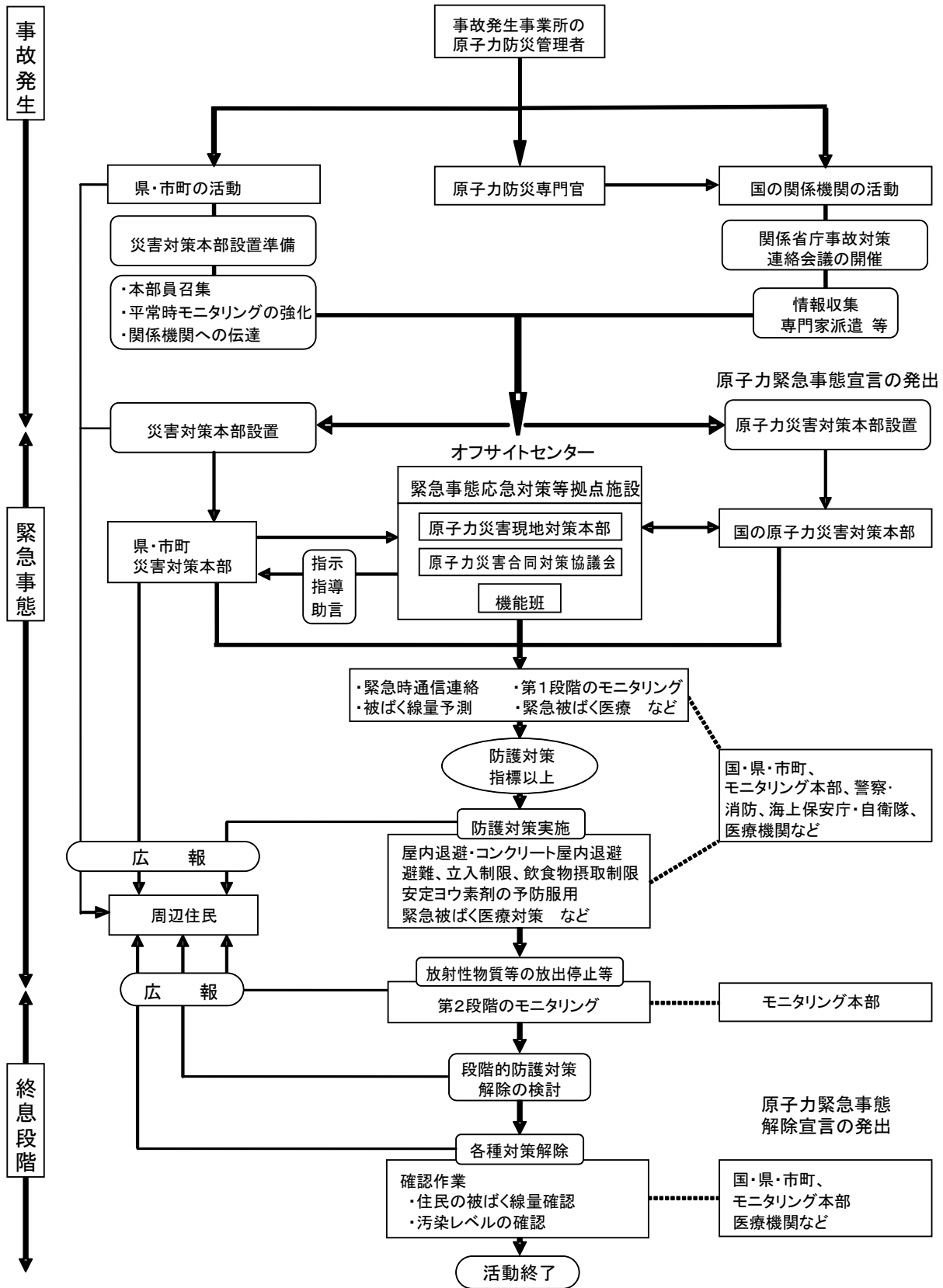
- (1) 災害情報の県、市等に対する通報
- (2) 県、市の要請に基づく援護の実施
- (3) 県、市と一体となった災害応急対策の実施
- (4) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請

- (5) その他必要な応急対策の実施

第4節 原子力事業者

- (1) 災害情報の国、県、重点市町、関係市及び関係機関等に対する通報
- (2) 発災施設の応急対策及び復旧
- (3) 緊急時環境モニタリングの実施並びに協力
- (4) 緊急被ばく医療活動の実施及び協力
- (5) 住民広報の実施
- (6) 自衛防災組織による防災活動の実施
- (7) その他、県、重点市町及び関係機関等の行う災害応急対策に対する全面的な協力

■事故発生から終息までの流れ



第2章 市災害対策本部の設置

第1節 市災害対策本部の設置等の基準

市長は、原子力発電所に係る防災対策については、次の判断基準に基づき、県と連携し災害対策本部設置の準備や設置を行う。

市災害対策本部設置等の判断基準

判断基準		本部の設置	市の対応
A レベル (異常事象発生)	発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、県あるいは四国電力株式会社設置の測定器の空間ガンマ線量率の値が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超えたとき	設置準備	① 緊急会議の開催 ② 県との対策協議 ③ 住民広報の実施 ④ 立入調査の同行の実施 ⑤ 防災関係機関への連絡 ⑥ 発電所周辺環境モニタリングの協力 ⑦ 緊急時環境モニタリング協力の準備 ⑧ その他必要な災害応急対策
B レベル (特定事象発生)	発電所の事故により、原災法第10条第1項に定める通報基準（参照3：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準）に達したとき	本部設置	① 災害対策本部会議の開催 ② 県との対策協議 ③ 住民広報の実施 ④ 特定事象時環境モニタリングの協力 ⑤ 緊急時環境モニタリング協力の準備 ⑥ その他必要な災害応急対策
C レベル (緊急事態発生)	発電所の事故により、原災法第15条第1項に定める原子力緊急事態宣言発令の基準（参照3：原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準）に達したとき	本部設置	① 災害対策本部会議の開催 ② 県との対策協議 ③ 住民広報の実施 ④ 環境調査の実施 ⑤ 避難の勧告・指示 ⑥ 各方面への応援要請 ⑦ 緊急時環境モニタリングの協力 ⑧ 緊急被ばく医療活動の実施 ⑨ その他必要な災害応急対策

第2節 市の配備体制

市は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容	配備要員
第1配備	① 原子力発電所に事故が発生し、空間ガンマ線量率が本計画の定めるところのAレベルに至った場合 ② その他必要により市長が当該配備を指令するとき	情報通信活動、防災資機材の準備、立入調査の同行、発電所周辺的环境調査等を実施する体制	市長 副市長 教育長 各部長 総務課危機管理・原子力対策室職員 指名された職員
第2配備	① 原子力発電所に事故が発生し、空間ガンマ線量率が本計画の定めるところのBレベルに至った場合 ② その他必要により市長が当該配備を指令するとき	情報通信活動、特定事象時環境モニタリング活動等初期の応急対策に協力する体制	あらかじめ指名された職員
第3配備	① 原子力発電所に事故が発生し、空間ガンマ線量率等が本計画に定めるところのCレベルに至った場合 ② その他必要により市長が当該配備を指令するとき	大規模な災害に対し、市の全力をあげて防災活動を実施する体制	全 職 員

第3節 職員の動員計画

(1) 行動マニュアル

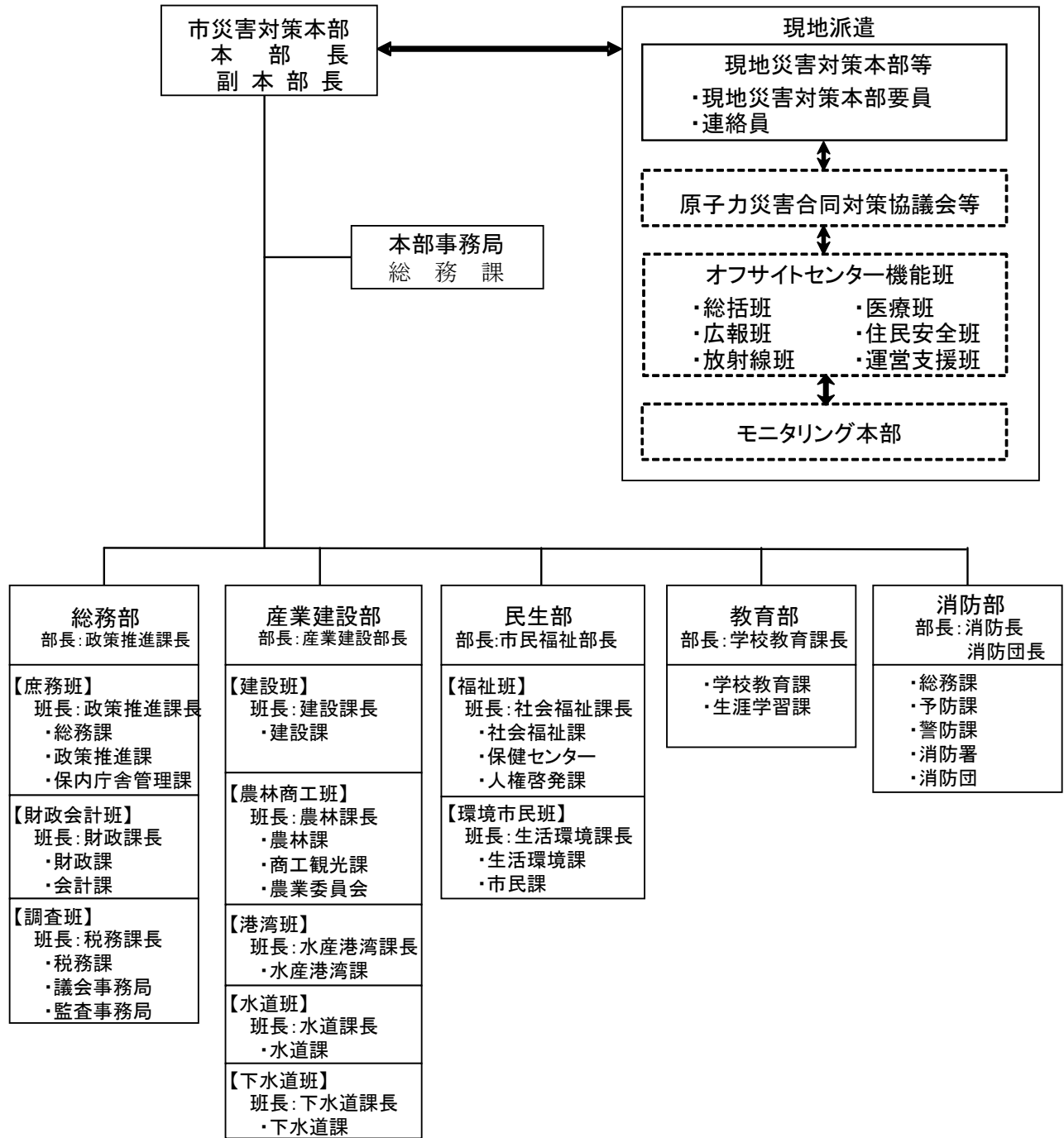
市長は、配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

(2) 勤務時間外の動員

関係職員は、勤務時間外に要請を受けた場合は、直ちに登庁し、配備につくものとする。また、テレビ、ラジオ等により災害の発生を覚知した場合においても、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。その他の職員は、登庁の連絡を受けた場合に、直ちに登庁する。

なお、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市長が指定する初動体制によって被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

第4節 八幡浜市災害対策本部体制図



■ 現地災害対策本部への派遣

班名	担当部署	役割
現地災害対策本部要員	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部で必要な地域情報の提供 ・状況の把握、機能班への伝達 ・市災害対策本部との連携、情報伝達
連絡員	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部、オフサイトセンター機能班、現地災害対策本部間の連絡

■ オフサイトセンター機能班への派遣

班名	担当部署	役割
総括班	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同対策協議会の運営事務局 ・ 現地災害対策本部長の補佐 ・ 屋内退避、避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 ・ 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 ・ 国本部、県、重点市町本部等との連絡調整
広報班	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報 ・ 報道機関への対応 等
放射線班 (県「モニタリング本部」)	民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線状況の整理と報告 ・ 被ばく線量の予測 (SPEEDI) ・ 緊急時環境モニタリングデータの収集 ・ 飲食物摂取制限勧告の検討 等
医療班	民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況に関する情報収集、提供、分析 ・ 医療活動実施方針の検討 ・ 安定ヨウ素剤投与指示の検討 等
住民安全班	民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避、避難状況の把握 ・ 救助、救命状況の把握 ・ 交通規制状況の把握 ・ 緊急輸送の実施状況の把握 ・ 飲食物摂取制限の実施状況の把握 等
運営支援班	産業建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンター活動要員の食料等の調達 ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンターの出入管理 等

■ 非常配備に関する基準

本部体制		警戒本部体制	災害対策本部	
配備区分		第1 配備	第2 配備	第3 配備
配備要員		各部長、総務課危機管理・原子力対策室職員等	あらかじめ指名された職員	全職員
本部事務局	総務課	総務課危機管理・原子力対策室職員等	全員	全員
総務部	現地災害対策本部 オフサイトセンター	—	現地災害対策本部要員 連絡員 総括班 広報班	現地災害対策本部要員 連絡員 総括班 広報班
	庶務班	政策推進課長	班が必要とする1/3 以内の職員	全員
	財政会計班		班が必要とする1/3 以内の職員	全員
	調査班		班が必要とする1/3 以内の職員	全員

本部体制		警戒本部体制	災害対策本部		
配備区分		第1 配備	第2 配備	第3 配備	
配備要員		各部長、総務課危機管理・原子力対策室職員等	あらかじめ指名された職員	全職員	
産業建設部	オフサイトセンター		—	運営支援班	運営支援班
	建設班	建設課	産業建設部長	班が必要とする1/3以内の職員	全員
	農林商工班	農林課 商工観光課 農業委員会		班が必要とする1/3以内の職員	全員
	港湾班	水産港湾課		班が必要とする1/3以内の職員	全員
	水道班	水道課		班が必要とする1/3以内の職員	全員
	下水道班	下水道課		班が必要とする1/3以内の職員	全員
民生部	オフサイトセンター		—	放射線班 医療班 住民安全班	放射線班 医療班 住民安全班
	福祉班	社会福祉課 保健センター 人権啓発課	市民福祉部長	班が必要とする1/3以内の職員	全員
	環境市民班	生活環境課 市民課		班が必要とする1/3以内の職員	全員
教育部		学校教育課 生涯学習課	学校教育課長	部が必要とする1/3以内の職員	全員
消防部		総務課 予防課 警防課 消防署 消防団	消防長 消防団長	部が必要とする1/3以内の職員	全員

第5節 八幡浜市災害対策本部の業務

■ 本部事務局

班 名	分 掌 事 務
本部事務局 総括：総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置に関する事 2 災害対策本部等の総括に関する事 3 現地対策本部及びオフサイトセンターとの連絡調整に関する事 4 国、県及び関係協力機関に対する連絡、要請に関する事 5 防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関する事 6 退避及び避難の指示伝達に関する事 7 国及び県から指示された警戒区域の設定に関する事 8 公共交通機関の情報に関する事 9 通信機関の情報収集及び取りまとめに関する事 10 県及び周辺市町に対する応援要請に関する事 11 他の地方公共団体からの応援受付に関する事 12 災害復興方針、災害復興計画の立案に関する事 13 災害対策全般の企画及び総合調整に関する事 14 災害情報の収集及び伝達に関する事 15 応急対策物品の調達に関する事 16 要員の参集に関する事 17 各部に対する指示・伝達に関する事 18 災害対策本部の解散に関する事

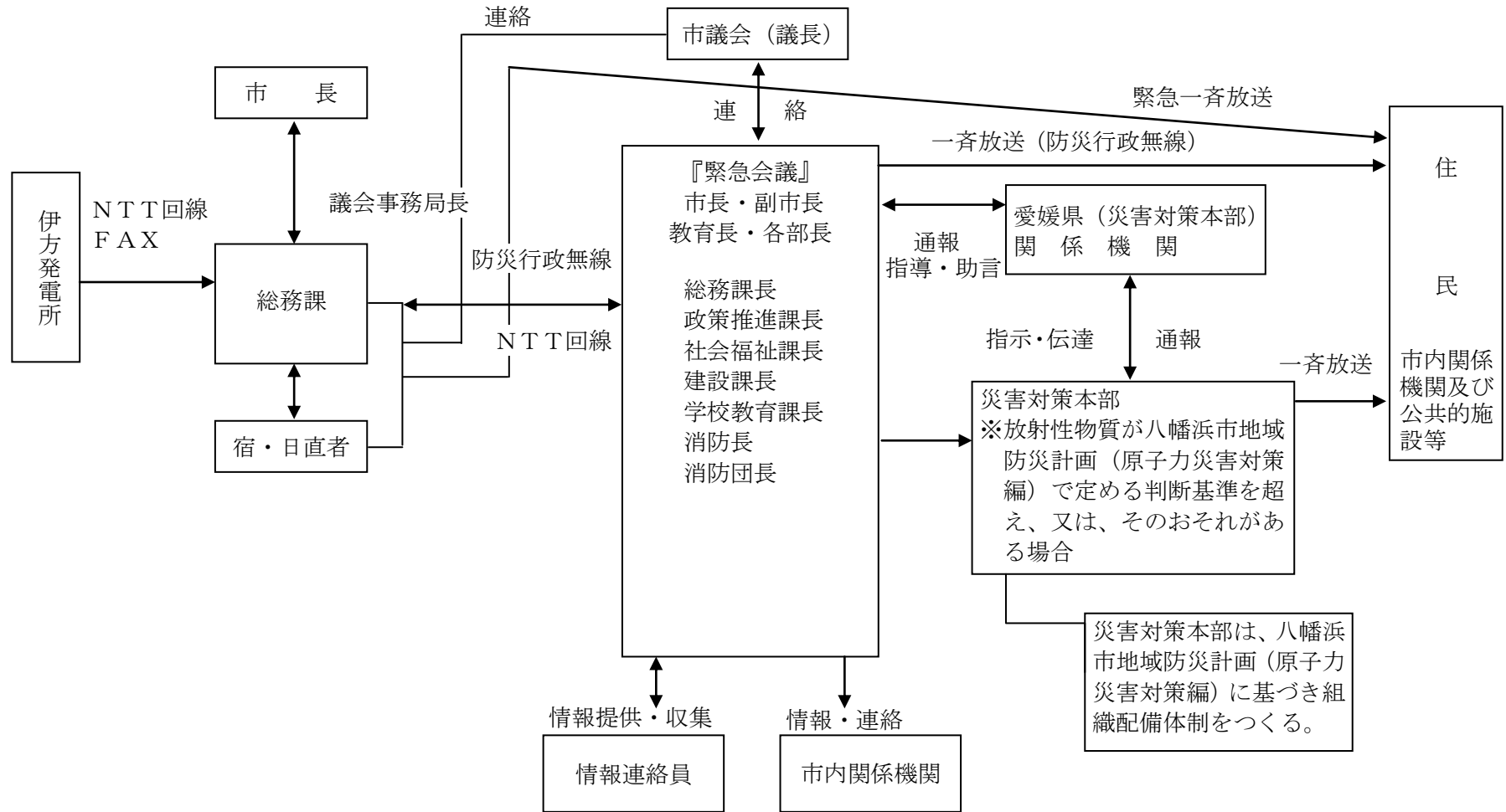
■ 各部各班

部名	班 名	分 掌 事 務
総務部	庶務班	1 原子力災害に関する情報の収集・伝達に関すること 2 被害状況の調査の応援に関すること 3 住民に対する広報に関すること 4 報道機関との連絡及び相互調整に関すること 5 動員及び非常招集に関すること 6 本部長及び副本部長の秘書に関すること 7 緊急放送に関すること 8 災害記録及び災害広報資料の収集整備並びに提供に関すること 9 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 10 災害予防、救助及び応急対策に必要な人員確保に関すること 11 食料、救援物資、資機材等の輸送に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	財政会計班	1 災害関係予算に関すること 2 車両の調達及び緊急輸送体制に関すること 3 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること 4 原子力災害対策用資機材の調達及び貸借に関すること 5 応急公用負担に関すること 6 被害に伴う経理に関すること 7 被害状況の調査の応援に関すること 8 災害補償費に関すること 9 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	調査班	1 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること 2 危険区域の調査に関すること 3 り災証明の発行に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
産業建設部	建設班	1 災害情報の収集に関すること 2 交通の確保に関すること 3 交通状況の調査連絡に関すること 4 輸送車両の誘導に関すること 5 道路の管理全般に関すること 6 車両の駐停車場の確保に関すること 7 災害復旧の実施に関すること 8 土木、建築技術者及び従事者の確保に関すること 9 公営住宅、民間賃貸住宅の確保に関すること 10 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する

部名	班 名	分 掌 事 務
産 業 建 設 部	農 林 商 工 班	1 商工物資の被害状況調査及び流通対策に関すること 2 農林水産物の被害調査に関すること 3 農林水産物の採取及び出荷制限に関すること 4 農業被害拡大防止に関すること 5 農林、畜産、商工業関係の補助、融資に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	港 湾 班	1 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること 2 港湾、漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 水産関係災害の被害調査及び応急対策に関すること 4 漂流物の処理に関すること 5 港湾、漁港施設関係の補助、融資等に関すること 6 水産関係の補助、融資等に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	水 道 班	1 飲料水の確保、供給に関すること 2 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 上水道及び簡易水道の衛生維持に関すること 4 水道の止栓等給水制限の実施に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	下 水 道 班	1 下水道施設の被害調査に関すること 2 下水道の応急復旧及び排水処理に関すること 3 浄化センター、ポンプ場の運転管理に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
民 生 部	福 祉 班	1 避難所、救護所の開設に関すること 2 被災者の医療措置及び協力に関すること 3 医療機関との連絡調整に関すること 4 医療従事者の確保に関すること 5 医療品及び衛生資機材の供給確保に関すること 6 保健活動に関すること 7 災害救助に関すること 8 被災者の救助及びこれに必要な情報の収集に関すること 9 災害時要援護者の把握及び応急対策に関すること 10 保育所の災害対策に関すること 11 ボランティア活動の受入れ及び協力に関すること 12 汚染の除去に関すること 13 住民の所在把握に関すること 14 救援物資、義援金の受領及び配分に関すること 15 メンタルヘルス対策相談窓口の設置に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する

部名	班 名	分 掌 事 務
民 生 部	環境市民班	1 原子力災害発生時の環境モニタリングへの協力に関すること 2 食料、生活必需品その他緊急物資の調達及び供給に関すること 3 行方不明者等の届出に関すること 4 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関すること 5 清掃、火葬場等施設の復旧及び応急対策に関すること 6 防疫活動に関すること 7 ごみの収集及び処理に関すること 8 し尿の収集及び処理に関すること 9 仮設便所の設置及び管理に関すること 10 衛生、防疫資機材の調達に関すること 11 救援物資、義援金の受領及び配分に関すること 12 死体の埋葬、火葬に関すること 13 へい死獣の処理に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
教 育 部		1 児童及び生徒等の応急対策に関すること 2 学校、その他避難施設の提供及び避難住民の受入れに関すること 3 学校の災害対策に関すること 4 避難所の開設に関すること 5 炊き出し等、被災者への食料供給に関すること 6 総務部の支援に関すること
消 防 部		1 退避及び避難等の誘導指示に関すること 2 防災関係機関との連絡調整に関すること 3 各分団との連絡調整、確認に関すること 4 被災状況等の把握並びに報告に関すること 5 火災等の警戒に関すること 6 隣接市町相互援助協力に関すること 7 被災者の救出、救助及び救急活動に関すること 8 災害危険区域の巡視、警戒及び応急復旧対策に関すること 9 消防防災ヘリコプターの運航要請

異常発生時における連絡通報系統図



※ 連絡経路

- (1) 発電所からの通報は、日中、夜間、休日を問わず、総務課危機管理・原子力対策室（室長→係の順で）に電話連絡により行われるとともに、総務課執務室及び総務課危機管理・原子力対策室長宅にFAXする。
- (2) 緊急会議者への通報は、NTT回線（普通電話）を通じて行う。

第3章 各機関の活動体制

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市、県、国、防災関係機関及び原子力事業者は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立する。また、各機関相互に緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

第1節 Aレベル（異常事象発生）時の活動体制

(1) 原子力事業者の活動体制

原子力事業者は、異常事象発生の通報を行った場合、速やかに職員の非常参集、非常体制の確立や応急対策の実施に必要な体制を確保する。

(2) 県の活動体制

ア 県災害警戒本部の設置

県民環境部長は、異常事象発生の通報がなされた場合、県災害警戒本部を県庁に設置するほか、必要に応じて現地災害警戒本部をオフサイトセンターに設置し、県（現地）災害警戒本部会議を開催し、重要な応急対策について協議する。

イ 関係課長会議の開催

危機管理課長は、異常事象発生の通報がなされた場合速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

ウ 現地関係課長会議の開催

南予地方局八幡浜支局総務県民室長は、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに南予地方局八幡浜支局（以下「八幡浜支局という。」）において現地関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

エ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、異常事象発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行う。

(3) 市の活動体制

市は、異常事象の通報がなされた場合、第1配備体制の配備要員を速やかに招集するとともに、情報収集連絡体制や当面の応急対策活動の実施に必要な体制を整備する。

第2節 Bレベル（特定事象発生）時の活動体制

(1) 原子力事業者の活動体制

ア 特定事象発生の通報を行った場合

原子力事業者は、特定事象発生の通報を行った場合、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとる。

イ 緊密な連携の確保

原子力事業者は、県の災害対策本部等に職員を派遣する等により、県、関係機関等との間において緊密な連携の確保に努める。

ウ 原子力レスキュー部隊の招集

原子力事業者は、特定事象発生 of 通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行う。

エ 後方支援拠点の設置

原子力事業者は、事態に応じ、後方支援拠点を設置し、また、原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせる。

また、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行う。

(2) 国の活動体制

ア 原子力防災専門官の対応

特定事象発生 of 通報がなされた場合、原子力防災専門官は、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、県及び重点市町等の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。

イ 関係省庁事故対策連絡会議の開催

特定事象発生 of 通報がなされた場合、国は当該特定事象に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

ウ 現地事故対策連絡会議の開催

国は、現地に派遣した職員相互の連絡調整を行うため、必要に応じ、職員を伊方町のオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 県の活動体制

ア 災害対策本部の設置

特定事象発生 of 通報がなされた場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な応急対策活動等を実施するため、災害対策本部を設置し、国に連絡する。

イ 災害対策本部会議の開催

災害対策本部長は、必要に応じて、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

ウ 現地災害対策本部の設置

特定事象 of 通報がなされた場合、災害の現地において緊急に統一的な防災活動を実施するため、災害対策本部長の命により、現地災害対策本部をオフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に設置する。

現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

エ 現地災害対策本部の応援体制

中予地方局及び南予地方局は、現地災害対策本部の応援にあたる。

オ 東予地方局の応援体制

東予地方局(今治支局含む)は、災害対策本部統括司令部の指示に従い、本部並びに現地災害対策本部の応援にあたる。

カ 国との連携

原子力防災専門官との連携を密にし、県等の行う応急対策に対する助言、指導を求めるとともに、必要に応じて国に対し専門家等の派遣を要請する。

また、国が現地事故対策連絡会議を設置した場合には、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員を派遣し、災害応急対策等の連絡調整を行う。

キ 原子力事業者等に対する応援要請

必要に応じて、原子力事業者及び他の原子力発電所立地等道府県に対し、装備、資機材、人員等の応援を求める。また、要請を受けた原子力事業者、原子力発電所立地等道府県は、速やかに応援体制を整える。

(4) 市の活動体制

市長は、特定事象の通報がなされた場合、第2 配備体制の配備要員を速やかに招集し、市災害対策本部を設置することにより、応急対策の実施に必要な体制を確保するとともに、オフサイトセンターに必要な要員を派遣する。

第3節 Cレベル（緊急事態発生）時の活動体制

(1) 国の活動体制

ア 原子力災害対策本部の設置

国は、原子力緊急事態が発生していると認める場合、速やかに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、県及び重点市町に対し、屋内退避又は避難に関する指示又は勧告等の緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

イ 原子力災害現地対策本部の設置

国は、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、オフサイトセンターに環境副大臣（又は環境大臣政務官）を長とする原子力災害現地対策本部を設置する。

(2) 原子力災害合同対策協議会の設置

ア 緊急事態応急対策について相互に協力

国の現地対策本部並びに県及び重点市町の災害対策本部（又は現地災害対策本部）は、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会を組織する。

イ 原子力災害合同対策協議会

原子力災害合同対策協議会は、住民避難等の最重要事項の調整と、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」により運営される。

ウ 全体会議

全体会議は、国の現地対策本部長、県及び重点市町の災害対策本部長、関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者又はこれらのものから委任を受けたもの等により構成されるものとし、国の現地対策本部長が主導的に運営する。

エ 原子力災害合同対策協議会への専門家の出席

原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家を協議会に出席させ、その知見を十分に活用するよう努める。

オ 役割分担等

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者が協議して「オフサイトセンター運営要領」に定めておく。

カ 原子力緊急事態宣言発出後の現地情報収集

原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報の収集は、情報収集ルールが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会に一元化するものとし、現地における報道機関への発表についても、対策拠点とは区切られた現地のプレスセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が一元的に実施する。

(3) 市の活動体制

緊急事態宣言が発せられた場合、市長は、全職員を招集し、県と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施する。

第4章 各機関の情報活動

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関し、積極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

第1節 Aレベル（異常事象発生）時の情報連絡

原子力発電所から通報を受けた市は、当面とるべき措置等について県の指示を受けるとともに、必要に応じ八幡浜警察署、松山・宇和島海上保安部及び八幡浜地区施設事務組合消防本部に対し、通報連絡を行う。

第2節 Bレベル（特定事象発生）時の情報連絡

(1) 県、関係機関との密接な相互連絡体制の確立

市は、県、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、密接な相互連絡体制を確立する。

(2) 国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携

市、県、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との密接な連携を図る。

第3節 Cレベル（緊急事態発生）時の情報連絡

(1) 原子力緊急事態宣言発出情報の連絡

国は、原子力緊急事態が発生していると認める場合、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る市町等に対し、屋内退避又は避難に関する指示又は勧告等の緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

ア 常時継続的に必要な情報を共有

国の現地対策本部、県及び市の災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握及び住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 被害の状況等に関する情報連絡

各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

ウ 原子力防災専門官

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、市、県、関係機関、原子力事業者等の間の連絡調整等を引き続き行う。

第5章 通信連絡

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、重点市町、その他の市町、関係機関相互及び住民との間における情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡に万全を図る。

第1節 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡

(1) 通信連絡系統

原子力災害時における国、県、重点市町、その他の市町、関係機関、原子力事業者の相互間の通信連絡系統は別表1のとおりとする。

(2) 通信連絡手段

ア 専用通信設備・専用通信回線の使用

災害情報の伝達、報告等原子力災害時における通信連絡については、一般加入電話の輻輳を考慮し、専用通信設備・専用通信回線を有する機関相互の通信連絡において、専用通信設備・専用通信回線を優先して使用する。

イ 衛星通信回線・衛星携帯電話の利用

一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ配備している衛星通信回線・衛星携帯電話の活用を図る。

ウ 公衆通信設備の優先利用

災害対策関係機関は、原子力災害時において一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ指定している災害時優先電話の活用を図る。

第2節 原子力災害時における住民等への指示

(1) 通信連絡系統

原子力災害時における災害応急対策において住民等が実施すべき事項の住民等に対する指示系統は別表2のとおりとする。

指示に当たっては、県災害対策本部等との間において指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、災害時要援護者及び一時滞在者に配慮した方法で実施する。

(2) 住民等への指示手段

各機関は、県災害対策本部等で決定した災害応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、住民等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確に迅速に指示する。

ア 市

(ア) 市防災行政無線（同報系）

(イ) 広報車

(ウ) インターネット

(エ) 市のホームページ

- (オ) 拡声器
- (カ) 緊急速報メールサービス、市防災メール
- (キ) その他（区、自主防災会、消防団等）

イ 県

- (ア) 広報車・消防防災ヘリコプター
- (イ) ラジオ・テレビ・CATV、インターネット、県防災メール、コミュニティFM、ソーシャルメディア、ワンセグ放送
- (ウ) その他

ウ 県警察

- (ア) 広報車・ヘリコプター
- (イ) その他

エ 関係消防機関

- (ア) 広報車
- (イ) 拡声器
- (ウ) その他

オ 原子力事業者

- (ア) 広報車
- (イ) その他

(3) 船舶等への指示伝達手段

各機関は、県災害対策本部等で決定した災害応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、船舶等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示する。

ア 市

- (ア) 船舶
- (イ) その他

イ 県

- (ア) 船舶
- (イ) 海岸局からの漁業無線による非常通信（非常通信協議会経由）
- (ウ) その他

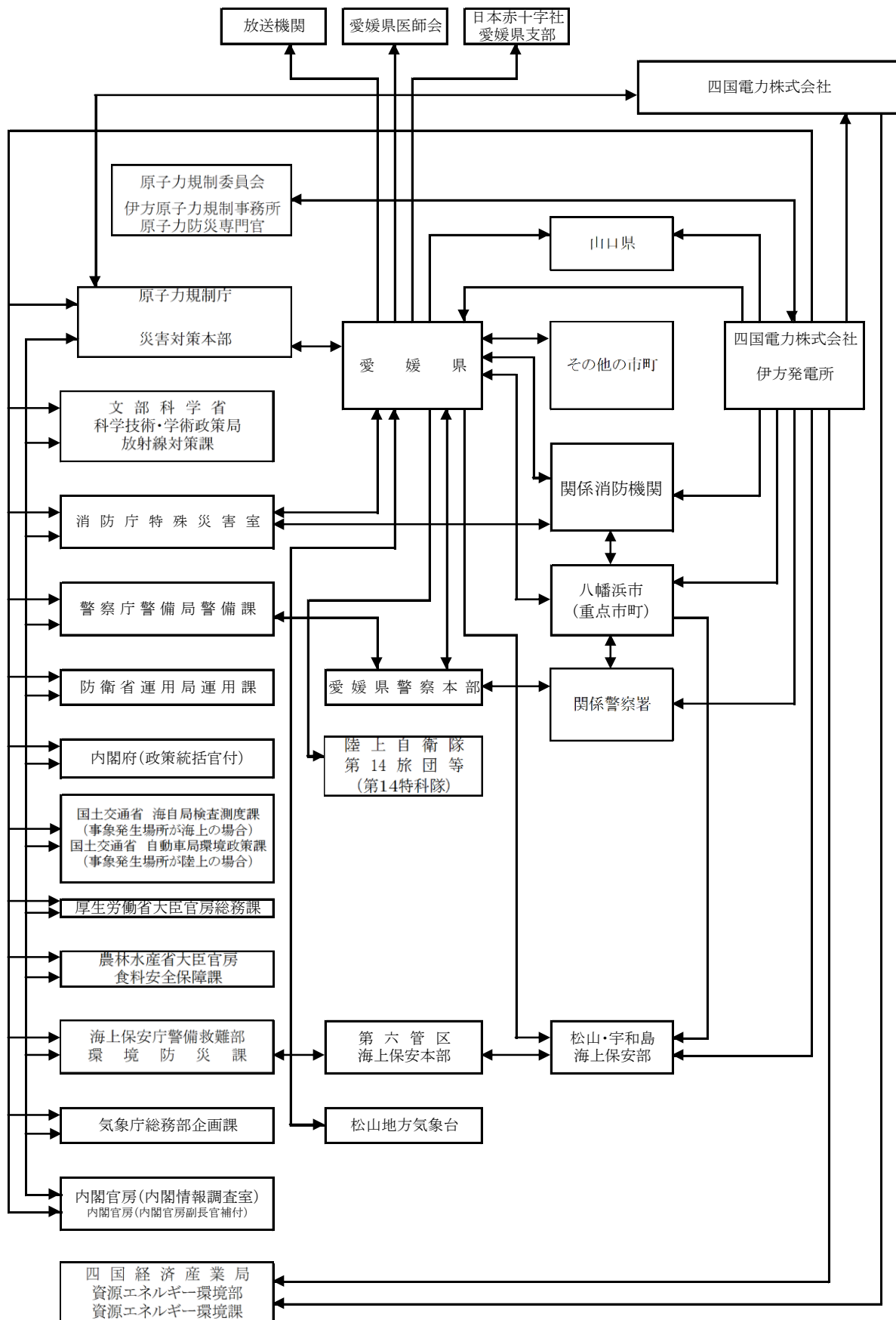
ウ 県警察

- (ア) 船舶
- (イ) その他

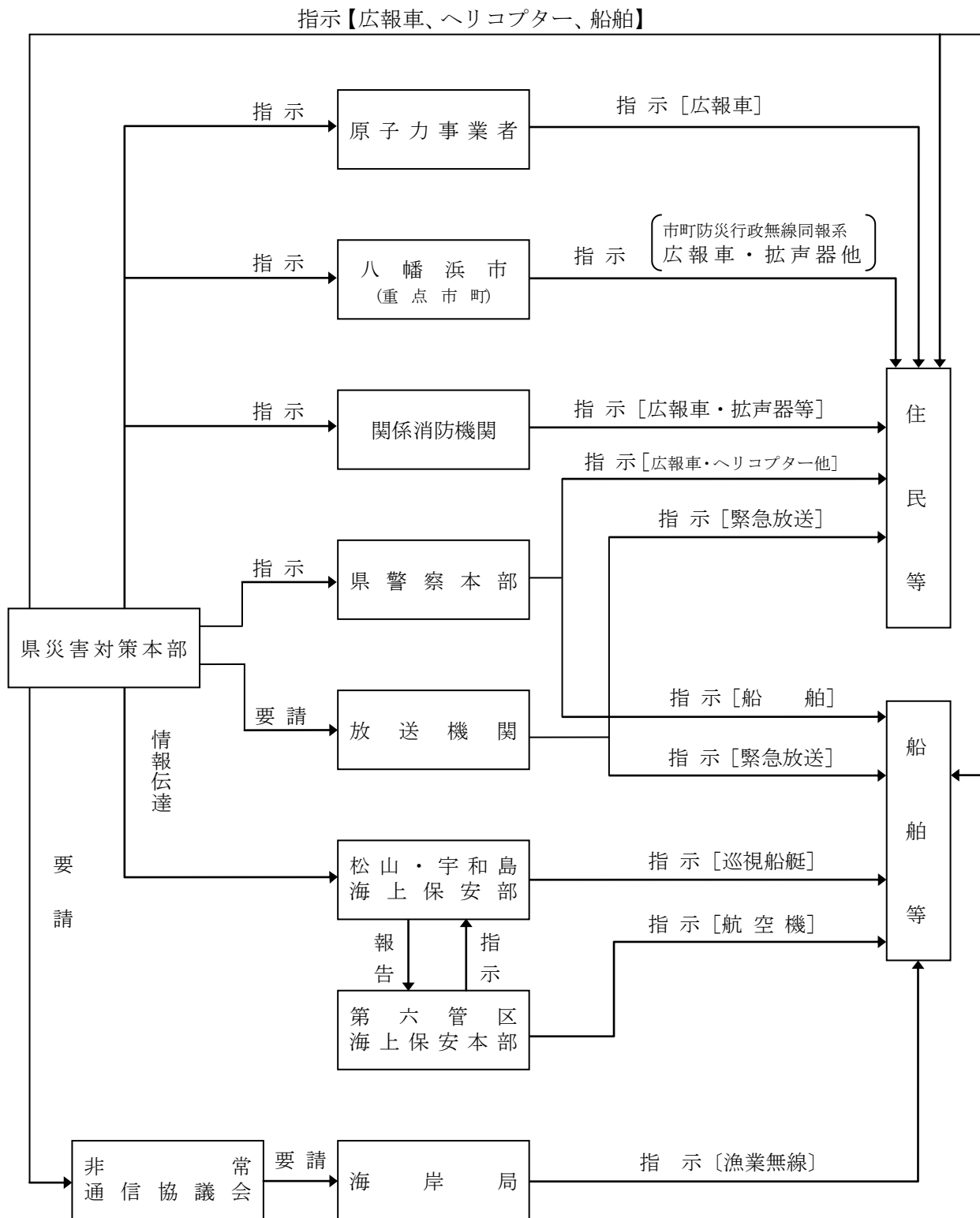
エ 第六管区海上保安本部

- (ア) 巡視船艇、航空機
- (イ) その他

別表1 災害時における通信連絡系統図



別表2 原子力災害時における住民等に対する指示系統図



第6章 広報・広聴活動

市は、県、関係機関及び原子力事業者との連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認したうえで広報責任者が実施する。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達に努め、住民等から、問合せ、要望、意見等に、適切に対応する。

第1節 市の活動

(1) 広報事項

市は、県災害対策本部並びに関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある次の事項を中心に、広報文の短文化や広報マニュアルを作成するなど適切かつ迅速な広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 事故・災害等の概況
- ウ 災害応急対策の実施状況
- エ 災害応急対策において住民等が実施すべき事項
- オ 避難・退避等の勧告、避難場所の指示
- カ 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- キ 医療救護所の開設状況
- ク 被災者等の安否情報
- ケ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ
- コ 自主防災組織に対する活動実施要請
- サ その他必要な事項

(2) 広報実施方法

市の保有する広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行う。
なお、その際、民心の安定、災害時要援護者及び一時滞在者に配慮した伝達を行う。

- ア 防災行政無線同報系
- イ 広報車による広報
- ウ 報道機関を通じたの広報
- エ 広報紙の掲示、配布
- オ 広域避難所への職員の派遣
- カ 総合案内所、相談所の開設
- キ 住民組織を通じたの連絡
- ク 緊急速報メールサービス

(3) 県への広報要請

市災害対策本部長は、必要に応じ県災害対策本部を通じ、広報の要請を行う。

第2節 住民が必要な情報を入手する方法

市は、住民等が次の方法等により、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、コミュニティFM
県災害対策本部長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線同報系、広報車、市防災メール、ヘリコプター、船舶
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

第3節 広聴活動

市は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

第7章 緊急時環境モニタリング等の実施

市は、県が実施する緊急時環境モニタリング等に対し、協力する。

第1節 市の活動

市は、放射性物質の放出による影響が発電所周辺に及び、又は及ぶおそれがある場合に、適切な災害応急対策を行うため、国等の指導・助言を得て県が緊急時環境モニタリング等を実施するに当たり、現地作業チームに加わり、現地において実施するモニタリングに協力する。

第2節 緊急時環境モニタリング等の実施方法

県が主体的に実施する緊急時環境モニタリング等は、次の3区分で行われる。市は、その活動に協力する。

(1) Aレベルのモニタリング

ア 実施概要

Aレベルのモニタリングは、異常事象の情報及び気象情報の収集並びに平常時モニタリングの強化等を実施し、効果的な防災対策を行うための資料を得ることを目的とする。

イ 測定項目

- (ア) 空間放射線量率
- (イ) 大気中の放射性ヨウ素濃度

ウ 測定、採取の地点

原子力発電所に近接した地域を主体とした地域で、モニタリング本部長が適当と認める地域

(2) 第1段階のモニタリング

ア 実施概要

第1段階のモニタリングは、放出源の情報、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報等を総合的に解析して、住民等に対し緊急の指示（防護対策の実施）を行うための資料を得ることを目的とする。

イ 測定項目

- (ア) 空間放射線量率
- (イ) 大気中の放射性ヨウ素濃度
- (ウ) 環境試料（飲料水、葉菜、牛乳等）中の放射性ヨウ素濃度

ウ 測定、採取の地点

原子力発電所周辺地域を主体とした地域で、モニタリング本部長が適当と認める地域

(3) 第2段階のモニタリング

ア 実施概要

第2段階のモニタリングは、第1段階のモニタリングより更に広い地域について実施し、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価・確認し、飲食物等の

摂取制限措置、農林水産物の出荷制限等の措置並びに各種の防護対策措置の解除を適時的確に講ずることを目的とする。

イ 測定項目

(ア) 空間放射線量率

(イ) 積算線量

(ウ) 大気中の放射性物質の放射能濃度

(エ) 環境試料（飲料水、葉菜、牛乳等）中の放射性物質の放射能濃度

ウ 測定、採取の地点

第1段階のモニタリングより更に広い地域で、モニタリング本部長が適当と認める地域

第8章 住民避難等の実施

市は、県、その他の市町及び関係機関等との連携を密にして住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施する。

第1節 防護対策の決定

(1) 防護対策及び防護対策区域の決定

県災害対策本部長は、原子力発電所からの事故の情報、モニタリング本部長から報告を受けた緊急時環境モニタリングの結果及びSPEEDIの予測結果等の分析内容から予測線量が次表に掲げる指標に該当すると認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、住民の防護対策及び防護対策を講ずべき地域（以下「防護対策区域」という。）を決定する。

なお、防護対策区域は、行政区画上その地区・集落等を単位として扱うものとする。
住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図る。

<屋内退避及び避難等に関する指標>

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	・放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

2 外部被ばくによる実効線量及び放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策を確保する。

(2) 防護対策区域に関する情報収集

市は、防護対策区域の対象となる住民の情報及び避難施設情報などを把握する。また、県及びオフサイトセンター等にこれらの情報を提供する。

(3) 警戒区域の設定

市災害対策本部長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、県災害対策本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条第1項及び原災法第27条の4第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定する。

なお、警戒区域を設定した場合は、県災害対策本部を通じ、県警察に対し警戒区域への立入制限、立入禁止又はこれらの区域からの退去等の措置を依頼するとともに、住民等に対し、周知徹底を図る。

第2節 避難等の指示

市災害対策本部長は、国及び県等の指導、助言もしくは指示あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に従い、あらかじめ定める避難計画に基づいて住民等に避難措置の指示を行う。避難措置の指示を行う場合は、次の事項を住民に徹底を図る。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 講じている措置と住民等が今後取るべき措置
- (4) 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の別及びその理由
- (5) 避難等の措置を実施する防護対策区域
- (6) 避難経路、避難先及びスクリーニング等の場所
- (7) 戸別訪問による避難状況の確認
- (8) 避難所における避難状況の確認
- (9) その他必要な事項

第3節 避難等の方法

- (1) 屋内退避
屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。
ア 市災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、防護対策区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。
イ 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内への避難誘導を行う。
- (2) コンクリート屋内退避
コンクリート屋内退避は、原則として市災害対策本部長が指示するコンクリート建屋内に退避するものとする。
ア 市災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するものとし、指示に当たっては、あらかじめ指定しているコンクリート建屋のうちから、原子力発電所との方位、距離等を考慮の上、退避するコンクリート建屋、避難経路等を指示する。
イ 市災害対策本部長は、コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したときは、職員等を派遣して避難住民等の保護にあたる。
ウ 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等のコンクリート屋内への退避を誘導する。
エ 避難誘導者は、避難住民等に対しコンクリート屋内退避に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難活動に向けた指導を実践する。
- (3) 避難
避難は、原則として防護対策区域外（海上にあっては、警戒区域外）に退避するものとする。
ア 避難の方法は、市、県及び国の準備したバス、鉄道、船舶等の輸送手段のほか、可能な場合においては、自家用車等も活用することとする。

- イ 市災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対し避難を指示するものとし、指示に当たっては、あらかじめ指定している避難所のうちから、原子力発電所からの方角、距離等を考慮のうえ、避難する場所、経路等を選定し、指示する。
- ウ 市災害対策本部長は、避難所に職員等を派遣して避難住民等の保護にあたる。
- エ 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難誘導を行う。
- オ 避難誘導者は、避難住民等に対し避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難活動が行われるよう指導する。
- カ 市、県、海上保安部その他関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

第4節 避難ルートの確保

道路管理者、港湾管理者及び県警察は、関係機関と協力して、道路・航路啓開による障害物の除去や応急復旧等を行い、道路・港湾機能の確保に努める。

第5節 避難所の設置

市災害対策本部長は、コンクリート屋内退避あるいは避難が必要になった場合、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、被災者が必要最小限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずるほか、県と連携し、必要に応じて、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても措置を講じる。

第6節 避難所等の運営

市は、県、国及び関係機関と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。

- (1) 市は、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県へ情報を提供し、県は、国等へ報告を行う。
- (2) 市は、避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、県と協力して、必要な対策を講じる。
- (3) 市は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (4) 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。
- (5) 市は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

第7節 災害時要援護者の避難誘導

(1) 市の活動

ア 災害時要援護者の早期把握

災害発生後直ちに、災害時要援護者台帳に基づき、災害時要援護者の早期把握に努める。

イ 災害時要援護者の避難誘導

災害時要援護者の避難誘導について、輸送手段等に特に配慮する。

なお、避難所又は福祉避難所へ移動した災害時要援護者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスを提供する。

ウ 応援依頼

市は、救護活動の状況や災害時要援護者を把握し、適宜、県、その他の市町等へ応援を要請するものとする。

(2) 県の活動

県は、災害時要援護者及び社会福祉施設の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他の市町への応援要請等、広域的な観点から支援に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設の活動

社会福祉施設は、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨を連絡する。

(4) 病院等医療機関の活動

病院等医療機関は、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨を連絡する。

第8節 防災上重要な施設の避難誘導

(1) 学校等施設の活動

学校等施設において、生徒等の在校時に避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、保護者等への引渡しは、原則として防護対策区域外に設けた避難所において実施する。その場合は、市又は県に対し速やかにその旨を連絡する。

(2) 不特定多数の者が利用する施設の活動

興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、避難させる。

第9節 広域避難

(1) 市内に防護対策区域が決定された場合の市のとるべき措置

- ア 市災害対策本部長は、県災害対策本部長から避難指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、関係機関の協力を得て、避難住民等の輸送を行うとともに、避難所に職員を派遣して、受入れ市町との連絡調整及び避難住民等の保護に当たる。
- イ 市災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難を行うときは、原子力防災資機材についても、避難所に輸送するよう努める。
- ウ 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合において、その他の市町と直接協議又は、県に要請し調整するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該都道府県との協議を求める。

(2) 県のとるべき措置

- ア 県災害対策本部長は、災害の状況により、住民等の避難が必要であると判断した場合は、風向、予測被ばく地域等を考慮したうえで、広域避難計画に基づき、住民の避難先市町を決定し、当該市町長に対し、被災者の受入れ及び避難所の設置を要請する。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。
- イ 県災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難者の輸送に必要な車両、船舶、航空機等、輸送用機材の関係機関に対し、市と連携して、避難者の避難に協力するよう要請する。
- ウ 県災害対策本部長は、広域避難に必要な経路の情報把握に努め、避難経路を指示する。
- エ 県災害対策本部長は、住民の安全な広域避難や緊急車両の通行を確保するため、警察本部に交通規制に対する指示を行うとともに、指定地方行政機関及び自衛隊に、応援を要請する。

第10節 避難の長期化への対応

- (1) 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (2) 市は、県及び国と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(3) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

(4) 市は、県及び国と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第 11 節 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第 12 節 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施

市は、県警察、海上保安部が、関係機関の協力のもとに実施する警戒区域における立入制限、交通規制等必要な措置に全面的に協力する。また、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保を図る。

第9章 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、住民等に対する防護対策上必要と認められた場合には、県及び関係機関等との連携を密にして、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限及びこれらの解除を実施する。

第1節 飲料水・飲食物の摂取制限措置等の決定

市災害対策本部長は、次の指標をもとに、県災害対策本部において飲料水・飲食物の摂取制限及びこれらの解除の実施が決定された場合には、住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図る。

<飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標>

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： ¹³¹ I）
飲 料 水	3 × 10 ² B q /kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2 × 10 ³ B q /kg 以上

対 象	放射性セシウム
飲 料 水	2 × 10 ² B q /kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	5 × 10 ² B q /kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

(注) Sr-90/Cs-137 比が 0.1 を超える場合及びその他の核種の複合汚染の場合は、これらの寄与を考慮して指標を低減して運用する。

第2節 飲料水の摂取制限

市災害対策本部長は、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、飲料水の摂取制限措置の指示があった場合には、防護対策区域内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民に対し、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲なきよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施する。

第3節 飲食物の摂取制限

市災害対策本部長は、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、飲食物の摂取制限措置の指示があった場合には、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止する。

この場合において、市災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、速やかに備蓄物資を、住民等に対して提供する。

第4節 農林水産物の採取及び出荷制限

(1) 市のとるべき措置

市災害対策本部長は、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、放射性物質による汚染の及ぶ地域の農林水産物等の採取及び出荷制限の指示があった場合には、農林水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染農林水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行う。

(2) 関係機関のとりべき措置

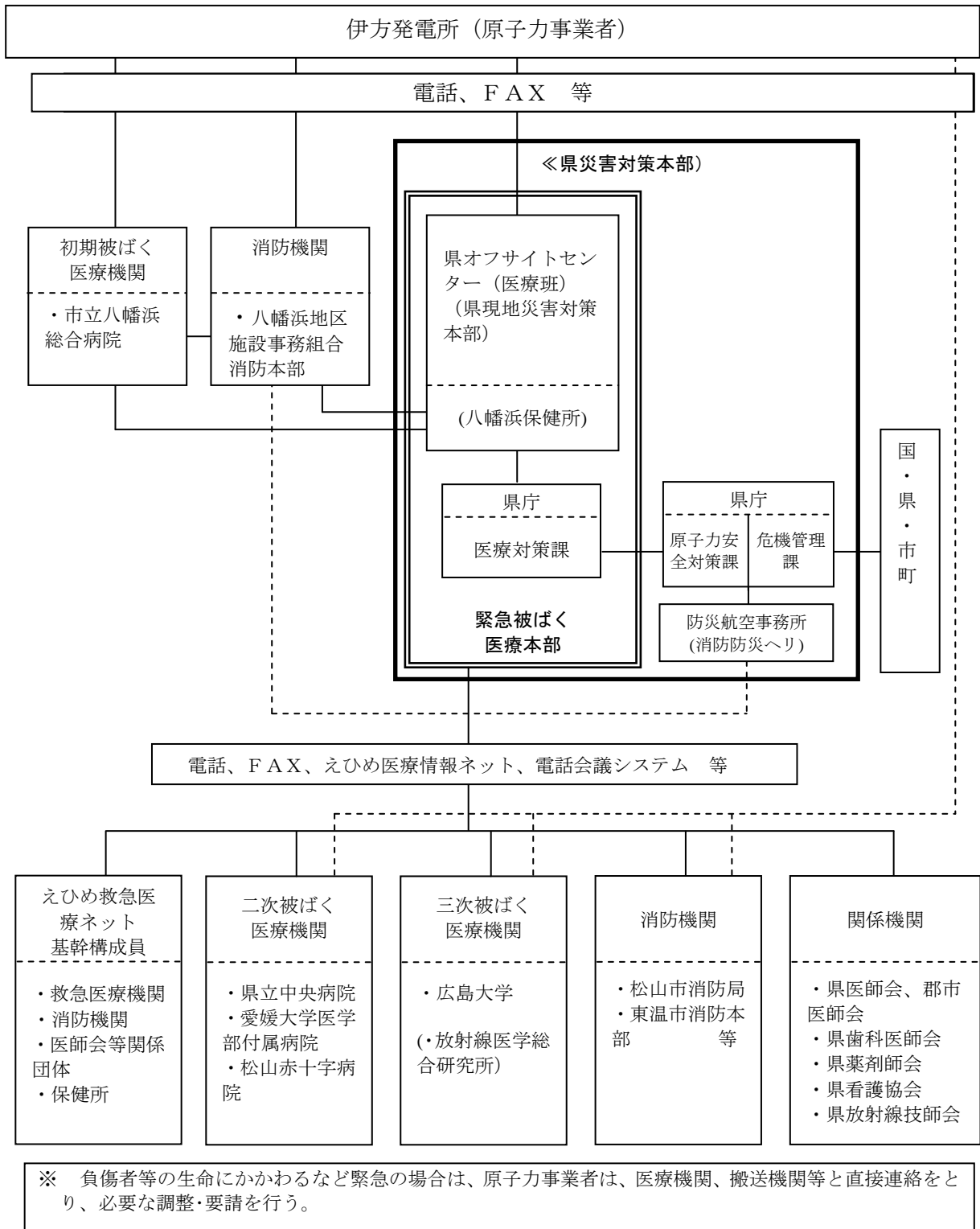
市災害対策本部長から汚染農林水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等の指示を受けた農林水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者は、これらの措置を直ちに実施する。

第 10 章 緊急被ばく医療の実施

市は、県及び関係機関等との連携を密にして、被ばく及びそのおそれのある者並びに一般傷病者に対し、検査、除染、治療等の緊急被ばく医療を実施する。

第 1 節 緊急被ばく医療本部の連絡系統

連絡体系(全体図)



第2節 緊急被ばく医療の実施内容

(1) 市の活動

市は、緊急被ばく医療活動を実施するに当たり、県の緊急被ばく本部との連携のもと、住民等に対する安定ヨウ素剤の配布、避難所等における一般傷病者に対する医療活動を実施する。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、緊急被ばく医療活動を実施するに当たり、県の緊急被ばく本部との連携のもと、後方医療機関等への被ばく者の搬送を実施する。

第3節 メンタルヘルス対策の実施

原子力災害時には、医療対応を必要としない場合であっても住民等に健康不安が生じることが考えられるため、市及び県は、国、医師会等関係団体と協力し、メンタルヘルス対策を実施する。

メンタルヘルス対策の実施にあたっては、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、情報提供、専門家による対応、保健所、市保健センター等での対策拠点の設置など、原子力災害の経過に応じた適切な対応を行う。

第4節 安定ヨウ素剤の予防服用

(1) 安定ヨウ素剤服用の決定

市災害対策本部長は、住民等及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用が決定された場合には、住民等に対して広報を行い、対策の周知徹底を図る。

広報の実施に当たっては、次の事項を住民等に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう、十分に留意することとする。

- ① 服用の決定及びその理由
- ② 配布、服用方法並びに服用数量及びその回数、服用対象者
- ③ 服用に際しての注意事項

(2) 安定ヨウ素剤の配布

市災害対策本部長は、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、安定ヨウ素剤服用の指示があった場合には、医師の処方等により住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤服用の指示を行うに当たっては、服用の方法、注意事項等を記したパンフレット等を添付の上服用について説明する等し、広報の場合と同様、次の事項を住民に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう、十分に留意する。

- ① 服用の決定及びその理由
- ② 服用方法並びに服用数量及びその回数、服用対象者
- ③ 服用に際しての注意事項

(3) 配布数量及び服用量

① 服用対象者

原則として、40歳未満を対象とし、特に新生児や妊婦の服用を優先する。

ただし、安定ヨウ素剤を服用することにより、重い副作用が発生する恐れのある者は服用対象者から除外する。

② 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させることとする。

③ 服用量及び服用方法

安定ヨウ素剤の服用量及び服用方法

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	服用方法
新生児	12.5mg	16.3mg	内服液 1ml
生後1ヶ月以上 3歳未満	25mg	32.5mg	内服液 2ml
3歳以上7歳未満	38mg	50mg	内服液 3ml
7歳以上13歳未満	38mg	50mg	丸薬 1丸
13歳以上40歳未満	76mg	100mg	丸薬 2丸
40歳以上	服用の必要なし	服用の必要なし	服用の必要なし

(注1) 内服液は、医療品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解したものをを用いる。（16.3mg/ml ヨウ化カリウム [12.5mg/ml ヨウ素含有]）

(注2) 丸薬は、医療品ヨウ化カリウムの丸薬（1丸：ヨウ素量38mg、ヨウ化カリウム量50mg）を用いる。

第 11 章 防災業務従事者の防護対策

市は、県と連携のもと、避難者の誘導、救出、緊急被ばく医療措置、広報等各種災害応急対策に従事する職員（以下「防災業務従事者」という。）の放射線防護について万全の対策を講ずる。

- (1) 市は、庁舎外で活動する職員に個人被ばく線量計を配布し、災害対策活動中の個人被ばく線量を測定するとともに、個人ごとに行動記録を作成する。
- (2) 市は、職員が防災活動によって内部被ばくの可能性が予想される場合は、防護マスク、防護服を配布するとともに、それらの着用を必要とする区域を指定する。

第 1 節 防災業務従事者に対する防護資機材の配布

防災業務従事者のうち、被ばくが予想される者については、次の防護資機材等のうち必要な資機材を配布するとともに、無線機等の通信機器を携帯させ、連絡体制を確保する。

- (1) デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器
- (2) サーベイメータ等の環境測定器
- (3) 防護服、防護マスク、防護靴等
- (4) その他、放射線防護に必要な資機材

第 2 節 市のとるべき措置

防災業務従事者に資機材を配布するに当たり、市災害対策本部長は、防災業務従事者が携帯する放射線測定機器、防護服等について、その必要数量を県災害対策本部に連絡し、その貸与又は支給を受けるものとする。

第 3 節 防災業務従事者の被ばく管理

原子力災害時における防災業務従事者の放射線被ばくは、事故の態様、応急対策の実状に応じつつ、できるだけその低減を図り、市災害対策本部長は、その被ばく状況を管理し、防災業務従事者の安全を確保する。

なお、災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で1回の災害につき10mSv、繰り返し作業を行う場合には、決められた5年間の線量が100mSv（ただし、任意の1年間に50mSvを超えるべきでない。）を上限とする。

ただし、事故現場において災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100 mSvを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1 Svをあわせて上限として用いる。

第12章 緊急輸送

市は、県及び防災関係機関相互に連携し、災害応急対策を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送車両等を確保する。

第1節 市の活動

市災害対策本部長は、災害応急対策が円滑かつ確実に行われるよう、緊急輸送車両を確保する。

市のみでは調達が不可能な場合には、県災害対策本部へ協力を要請する。

第13章 消火活動

市は、原子力事業者その他関係機関と相互に連携し、原子力発電所に係る火災に関し、消火活動に協力する。

第14章 救助・救急活動

市は、原子力事業者その他関係機関と相互に連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行う。

第15章 ボランティアの受入れ

市、県、その他の市町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第16章 応援協力活動

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国、県、関係機関等と平素から十分に協議し、原子力災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第1節 市の活動

(1) 県災害対策本部長に対する応援要請等

市災害対策本部長は、原子力災害時において災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町長等に対する応援要請

市災害対策本部長は、原子力災害時において住民等の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、その他の市町長等に対し応援を求める。

第2節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

(1) 原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

(2) 市及び県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第 17 章 ヘリコプターの活動支援

市は、原子力災害に際し、災害応急対策を円滑に実施するため、県、県警察、自衛隊、海上保安本部等の保有するヘリコプターの出動を要請し活動の支援を行う。

第 1 節 ヘリコプター離着陸場の確保

市災害対策本部長は、県、県警察、自衛隊、海上保安本部の所有するヘリコプターの離着陸場の確保に努めるものとする。

ヘリコプターの離着陸場は、次のとおりである。

番号	名 称	所 在 地	管 理 者	連絡先	地積 (長さ×幅)
1	愛宕中学校	西海寺 325	八幡浜市教育委員会	2 2 - 3 1 1 1 学 2 2 - 3 1 6 6	17×60m
2	八代中学校	八代 1-2-1	八幡浜市教育委員会	2 2 - 3 1 1 1 学 2 2 - 2 3 6 0	80×70m
3	王子の森公園	五反田 1-6-9	八幡浜市	2 2 - 3 1 1 1 公 2 4 - 5 9 2 4	50×60m
4	市民スポーツパーク	若山	八幡浜市	2 2 - 3 1 1 1 公 2 2 - 5 5 9 5	80×80m
5	保内中学校	保内町川之石	八幡浜市教育委員会	2 2 - 3 1 1 1 学 3 6 - 2 3 4 5	80×80m
6	宮内小学校	保内町宮内	八幡浜市教育委員会	2 2 - 3 1 1 1 学 3 6 - 2 3 4 5	70×60m
7	神越グラウンド	保内町喜木	八幡浜地区施設事務組合	3 6 - 1 0 2 0 公 3 6 - 2 3 4 5	60×40m
8	南環境センター横	若山 9-40	八幡浜市	2 2 - 3 1 1 1	35×60m
9	旧大島中学校	大島 3-298-5	八幡浜市	2 2 - 3 1 1 1	30×40m

第 2 節 ヘリコプターの活動支援

市災害対策本部長は、県、県警察、自衛隊、海上保安本部の所有するヘリコプターの離着陸等の際し、消防機関と協力して次の活動支援を行う。

- (1) ヘリコプターの離着陸場における散水、Hマーク、吹き流しの設置及び警戒、誘導等
- (2) 立入禁止措置等離着陸場における安全確保の実施

第 18 章 核燃料物資等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に実施する。

第 19 章 複合災害時における応急対策

市及び県は、原子力災害に係る防護対策に支障を生じないように、原子力災害と自然災害という複数の事象に同時に対処できる体制を整備する。

第 1 節 情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保

市及び県は、複合災害時においても、専用回線及び衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保する。

第 2 節 住民への情報伝達活動

- (1) 市及び県は、複合災害時の初動期において、発電所に異常が発生した場合だけでなく、異常が発生していない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 市は、大規模自然災害等により、情報伝達手段の機能喪失や、広報車の走行に支障をきたすことなどが想定されるため、代替手段を確保するとともに広報マニュアルを作成し、伝達の徹底を図る。
- (3) 市及び県は、住民の不安解消や混乱防止のため、問い合わせ窓口を増設するなどの体制を強化する。

第 3 節 屋内退避、避難等

- (1) 屋内退避、避難等の対応方針
 - ア 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避、避難等の防護措置は、本編第 8 章を基本にしたうえで、大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対処する。
 - イ 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど避難の困難性が増すことなどが予想されるため、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。
- (2) 避難誘導時の配慮
 - ア 市は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意する。
 - イ 市は、大規模自然災害等による被災者等の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。
- (3) 退避・避難所等の運営
 - ア 市は、大規模自然災害等により避難所等の被災が予想されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。
 - イ 市及び県は、防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及び心のケア等について、対策を実施する。
- (4) 緊急輸送活動
 - ア 市は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県、その他の市町、指定地方行政機関、自衛隊、県警本部と協力し、輸送路

となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路を確保する。

イ 市及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握するとともに、県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。

また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

第4節 救助・救急活動及び消火活動

市及び県は、大規模自然災害等の被災による救助・救急活動及び消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

第4編 災害復旧計画

第1章 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、県及び国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

なお、市は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を県に報告する。

第3章 汚染の除去等

市は、国の指導・助言のもと、県の協力を得て、原子力事業者及び関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4章 環境モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後、県は、関係機関及び原子力事業者と協力して、環境モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとされている。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

市は、県が公表する環境モニタリング結果について、住民・関係機関等に対し広報を行い、周知徹底を図る。

第5章 各種指示、制限措置の解除

市は、県の指示のもと、各種指示、制限措置を解除する。

第1節 各種指示の解除

緊急時環境モニタリングの結果等から、県において、原子力災害に伴って講じられた退避等の指示の解除が決定された場合には、市は、住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図る。

第2節 各種制限措置の解除

緊急時環境モニタリングの結果等から、県において、原子力災害に伴って講じられた立入制限、飲食物摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限等の各種制限措置の解除が決定された場合には、市は、住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図る。

第6章 災害地域住民に係る記録等の作成

第1節 被災地住民登録票の作成

市は、原子力災害により、放射線被ばく等の健康被害を受けた住民等の将来の医療措置及び医療措置に関する損害賠償の請求等に資するため、屋内退避等各種措置をとった住民等に対し、被災地住民登録票により、災害時における所在場所の証明、スクリーニング結果等について記録する。また、住民等の健康被害の状況について台帳を作成する。

第2節 損害調査の実施

市は、飲食物摂取制限、農林水産物等の出荷制限、立入制限等原子力災害時における各種制限措置により物的損害を受けた住民等の物的損害に関する損害賠償の請求等に資するため、住民等が受けた物的損害を調査し、資料を整備する。

第3節 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

市は、県と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民に対し、健康調査を実施し、住民の心身の健康維持を図る。また、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対するメンタルヘルス対策等心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(1) 情報伝達活動

市は、県や国と連携して避難等の措置の指示、放射線や放射性物質の放出状況、放射線の身体的な健康影響等について、広報、問い合わせ等により、適切に情報を提供する。

(2) 相談活動

市は、情報提供を主な目的とした問い合わせ窓口とは別に、健康不安やメンタルヘルスに関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を設置する。

第4節 災害状況の記録

市は、災害時の状況、緊急時環境モニタリング調査結果に基づく被災地の汚染状況図、災害応急対策として措置した諸記録、災害復旧対策として措置した諸記録等原子力災害の全般にわたる記録を作成し、保存する。

被災地住民登録票

第 号 被災地住民登録票	ふりがな			性 別	男 ・ 女	
	氏 名			生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	職 業			年 齢		
	本 籍					
	現 住 所	TEL				
	事故発生 時にいた 場 所	市 町		郡 村大字 字		番地
		屋内（木造・鉄筋コンクリート・石造） 屋 外				
	事故発生 直後の 行 動	0～10分	10～20分	20～30分	30～1時間	
		1時間～1時間30分	1時間30分～2時間	2時間～2時間30分	2時間30分～3時間	
	事故発生 時の身体 状 況 等	服装			飲食の有無	有() 無
雨や水に濡れたか		有	無	妊娠の有無	有(週間目) 無	
放射線治療の有無		有	無	安定ヨウ素剤を飲んだかどうか	有 無	
甲状腺の病気の有無		有	無	ヨウ素アレルギーの有無	有 無	
被ばく 程 度			未処置		処置済	
	皮 膚					
	衣 服					
除 染 その他 措置状況	測定器・測定方法及び測定者					
	衣 服	A	B	(携行 支給)		
	身 体	A	B	C	D	
被ばく当時 の急性病状	医療措置	A	B	C	D E	
避難場所						
避難期間						
その他 参考事項	この登録票について 1 この登録票は、将来医療措置や損害賠償の際に参考とするものですから、大切に保管してください。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐにその旨を届けて下さい。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは、再交付を届けて下さい。 4 この登録票は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。					
発行年月日	平成 年 月 日					
発 行 者	八幡浜市長 印					

(記載上の注意)

衣服の欄 A更衣せず B更衣
 身体 の欄 A無処置 B水による洗浄 C洗剤により洗う D特殊洗剤により洗う
 医療措置欄 A要せず B薬品投与 C一般検査 D精密検査 E治療

第7章 風評被害等の影響の軽減

市は、県、国と連携し、原子力災害による風評被害等の防止や影響を軽減するために、検査体制を整備し、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光地の安全性アピールのための広報活動を行う。

また、市は、県、国、原子力事業者等と協力し、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表する。

第8章 被災者等の生活再建の支援

第1節 被災者等の生活再建

- (1) 市は、県及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。
- (2) 市は、県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。市外に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 被災中小企業等に対する支援

市は、県及び国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、県と連携して相談窓口を設置する。

第9章 物価の監視

市は、県、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第 10 章 原子力事業者の災害復旧対策

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、県及び重点市町に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとされている。また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとされている。

第 11 章 市災害対策本部の解散

市災害対策本部長は原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、災害対策本部を解散するとともに、関係機関にその旨を通知する。

